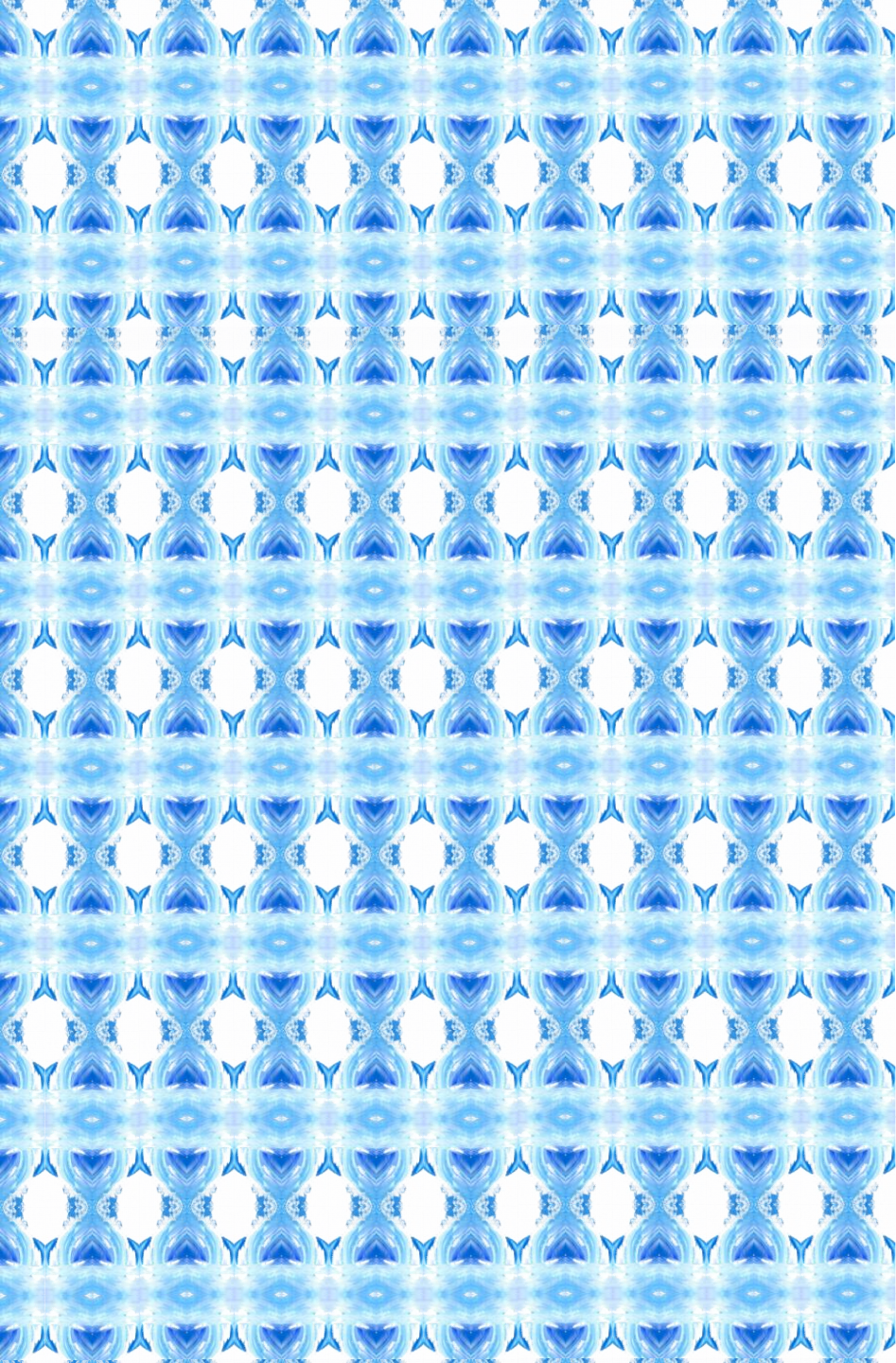




## ながふく障がい者プラン（2021-2026） 令和 7 年度評価について

資料 1 - 1

# 重点項目1【助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ】

## めざす姿

- 福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 個別の状況に応じた期間等による伴走体制が出来る仕組みを検討します。
- 医療機関に働きかけを行い、長期入院精神障がい者等の地域生活をチームで支援し、支える体制づくりを進めます。

## 取組状況

- 個別訪問等調査（施策1-2-2）
- 精神保健福祉実務者会議（年3回／出席者延59人）（施策1-2-5）
- 地域の入院機能のある精神科病院へ退院予定等の問い合わせ 6カ所
- 発達障がいの傾向のあるひきこもりの方への個別支援事業（25名）

## 評価

- 個別訪問等調査は、転入者への聞き取りを強化し、実施率が向上した。また、生活困窮自立支援部門と協働したことで、経済的な悩みへの対応が充実した。
- 精神保健福祉事業実務者会議において、精神科長期入院者の地域移行が困難な事例を、医療・介護・福祉の関係者で検討を行い、多機関による連携体制の推進につながった。
- ひきこもりの方へ個別支援を行った結果、25名のうち、**9名がひきこもりから脱し、福祉サービスや教育等に繋がる**ことができ、社会との接点の回復に一定の成果があった。

## 今後の方向性

- 個別訪問等調査について、経済的な不安を抱える人が半数を占めるため、**生活困窮者自立支援部門と今後も協働**して対応していく。
- 発達障がい傾向のある不登校やひきこもりの方は、社会から孤立しており必要な支援につなげていないケースが依然として多くみられる。**支援への丁寧な繋ぎを行うことで、一歩踏み出すことができる**ため、今後も個別支援を継続していく。

## 評価推移

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B     | A     | A     | B     | A     |       |

## 重点項目2【早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保】

### めざす姿

- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。
- 市内の児童館等に心理職等の発達相談員が巡回し、支援が必要な児童・保護者をサポートします。
- 支援が必要な児童が、地域で障害児通所支援を受けることができるよう、障害児通所支援の支給決定の在り方の検討を行います。

### 取組状況

- こどもの発達相談室事業（施策2-1-4）
- 児童発達支援センターの運営（議題5において報告）（施策2-1-4）
- 親子通園事業どんぐり教室（施策2-1-5）

### 評価

- **こどもの発達相談室の周知が進み**、関係機関との連携が進んだ。
- 児童発達支援センターにて支援が必要な児童が最適な支援を受けられるよう、関係機関と情報共有しながら決定のあり方を共有する入所判定委員会を引き続き実施。
- どんぐり教室卒業後の療育先等について相談を実施（相談の結果、卒業23人の内6人が受給者証取得）。
- **医療的ケア児等の早期発見と情報共有のための仕組みができた一方で、地域での医療的ケア児等の受入れ体制（通所先）は不十分**であり、他の児童発達支援事業所とも協力しながらそれぞれの特色を生かし地域の療育支援体制の充実を役割分担しながら図っていく必要がある。

### 今後の方向性

- 幼稚園・民間保育園、学校、医療機関との連携をさらに深めるため、巡回相談を更に進めていく。
- 児童発達支援センターのよりよい運営（クラス編成、定員など）について、引き続き検討していく。
- 医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう関係機関との連携を図る。

### 評価推移

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B     | B     | B     | B     | B     |       |

# 重点項目3【障がい児の切れ目のない支援体制の充実】

めざす姿

- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに地域で子どもを育むネットワークをつくりまします。
- 乳幼児連絡会及び学童青年期連絡会において、情報の共有をし、支援方針について検討を行います。

PT

障がい傾向のある不登校・ひきこもり支援プロジェクト

取組状況

- こどもの発達相談室事業（施策2-1-4）（再掲）
- 児童発達支援センターの運営（議題5において報告）（施策2-1-4）（再掲）
- 複合施設を生かした取組

評価

- プロジェクトで講演会や情報交換会を実施し、地域への課題提起や支援者との繋がりができた。
- **相談対象児童の年齢や相談内容に応じて専門分野の相談員が対応**し、必要な情報提供を行うことができた。
- 児童発達支援センター通園児が児童館を利用したり、継続的に保育園の園庭を利用することができ、各施設間の交流機会が広がった。

今後の方向性

- 引続き乳幼児連絡会及び学童・青年期連絡会においてケース検討及び切れ目のない支援体制を検証するとともに、医療的ケア児等ケース会議においてケース検討及び課題抽出を行っていく。
- 地域のネットワークづくりに関して引き続き上郷複合施設内での検討に加えて、保護者同士の交流の場の充実を図っていく。
- 愛知県医療療育総合センター及びあいち発達障害者支援センターとも協力しながら体制づくりを進めていく。
- 障がいを起因とした不登校、ひきこもり等、義務教育修了後の児童に対する支援策が十分ではなく、対応に苦慮していることから、**相談体制や地域資源も視野に入れた支援策についても検討**していく。

評価推移

令和3年度      令和4年度      令和5年度      令和6年度      令和7年度      令和8年度

B

B

B

B

B



## 重点項目4【就労に関わる機会の充実】

めざす姿

- 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。
- 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。
- 福祉的就労や従来型の障害者雇用のみならず、障がい特性に応じた柔軟な働き方ができる新たな就労支援モデルについて調査・研究していきます。

PT

就労支援モデル開発プロジェクト

取組状況

- 就労支援コーディネート事業（施策4-1-1）
- 児童及び保護者向け進路勉強会・事業所説明会の実施（各1回実施）
- 農福連携の取組（4法人、37人が従事）（施策4-2-3）
- 障がい事業所への業務委託（エコハウス管理業務、公用車洗車）（施策4-2-1）
- 市役所等におけるながふく商店（物品等の販売会）の開催（施策4-2-2）

評価

- 進路勉強会・事業所説明会では、学校での「学びの保証」に重点に置いた基調講演と、市内外の福祉サービス事業所26か所による個別相談会を実施。講演では、**能力に応じた学び方の選択肢や制度の紹介等、「学び」に関する必要な情報が提供できた。**
- 就労支援コーディネート事業は、発達障がい等の中高生で将来一般就労を目指す方を主な対象とし、大型家具販売店の見学や、ファストフード店での就労体験を実施。想像することよりも体験することを重視した結果、参加者に伝えたい内容がよく伝わり好評を得た。

今後の方向性

- 市役所における障害者雇用を促進していくことと併せて、職員の障がい理解促進に向けた取組も継続的に行う。
- 就労支援コーディネート事業について、今後も体験や見学といった伝わりやすさを重視しつつ、別の職種を見学するなど、視野が広がるよう支援していく。

評価推移

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B     | B     | B     | A     | A     |       |

# 重点項目5【学び・理解、交流による地域共生の推進】

めざす姿

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組みます。
- 障がい福祉に関わる様々な人（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

取組状況

- 各種研修・講座等の実施  
福祉実践教室（市内2校）/介助犬教室・施設見学（市内1校・2校）/職員向け差別解消法に関する研修（2回）/手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア養成講座 等
- 障がい福祉関係者連絡会の開催（2回）（施策5-1-5）
- 障がい福祉関係者交流会の開催（1回）
- 助成金を活用した市民による社会見学等の事業実施（2事業）
- 聴覚障がい者向けの行政サービス説明会・意見交換会の実施
- 学習障がい当事者による講演会の実施（1回）
- 事業所若手職員による大学生向け講座の実施（1回）

評価

- 学習障がい当事者による講演会は、当事者、家族、教育や支援現場から64人と多くの参加があり、発達障がいへ理解促進のよい機会となった。
- 事業所の若手職員が企画運営する交流会を開催。**インフォーマルな形で事業所、大学生、行政等が集まり交流を深めながら情報交換ができ、横のつながりができた**と好評を得た。

今後の方向性

- 障害差別解消法の研修を拡大し、一般職員向け等を実施する。
- ながふく障がい者プランの策定、アジアパラ競技大会といった機を捉え、市民の障がい理解に取り組む。

評価推移

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B     | B     | A     | A     | A     |       |

# 重点項目6【医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり】

## めざす姿

- 医ケア児等ケース会議において、対象者を早期に把握し、中長期的な視点で支援していくための関係機関の役割分担及び対応方法について検討します。
- 医療的ケア児者の家族や医療的ケア児者を受け入れる事業者に対する支援施策を検討します。
- 医療的ケア児者の相談窓口を明確にし、周知します。

## 取組状況

- 長久手市医療的ケア児等ケース会議の実施 計3回（施策2-2-4）
- 医療的ケア児等コーディネーター7人配置（子ども家庭課、相談支援事業所等に配置）（施策2-2-4）
- 医療的ケア児者が災害時にも利用できる発電機等を日常生活用具として支給
- 行政、福祉、医療などの多分野の関係者による「防災について考える会」において医療的ケア児者の災害時対策における現状と課題を共有
- 医療的ケア児在宅レスパイト事業の創設（令和8年度から）

## 評価

- 医療的ケア児等ケース会議において、多職種の関係者と早期把握や情報共有等ができており、支援体制として定着した。
- 市内の医療的ケア児者に対し、特別個別避難計画作成に向けて、現状の確認を家族・支援者間で実施し、課題が明確となり、地域課題として共有できた。

## 今後の方向性

- 令和8年度から医療的ケア児在宅レスパイト事業が開始されるため、家族支援の一助となるよう周知を行いつつ、活用状況を確認、検証していく。
- 医療的ケア児者の特別個別避難計画の作成について、引き続き、当事者、その家族、行政、委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターが協働して作成を進める。また、災害時の医療的ケア児者の電源確保の課題について引き続き検討していく。

## 評価推移

令和3年度      令和4年度      令和5年度      令和6年度      令和7年度      令和8年度

C

B

B

B

B

# 重点項目 7【災害時に向けた体制づくり】

## めざす姿

- 真に避難行動要支援登録が必要な人が登録されないことがないよう、民生委員・児童委員、福祉専門職、地域住民等と連携し、登録の呼びかけや手助けを行います。
- 定期的に災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を把握・整理し、災害が発生した際も円滑かつ継続的に支援が行えるようにします。
- 障がいのある人の相談支援等の機会を捉え、自助の働きかけを行います。
- 障がいのある人が安心して避難生活が送れる福祉避難所のあり方について、関係者とともに検討を進めます。
- 避難支援や在宅も含む避難生活において特に配慮を必要とする医療的ケア児者等について、既存の個別避難計画（みまもり台帳）に加えて、福祉専門職と連携し「特別個別避難計画」の策定を進めます。

## 取組状況

- 避難行動要支援者登録及び個別避難計画（以下「名簿等」）の作成（施策7-3）
- 地域における避難訓練の実施（2回、市が洞小学校区グループホーム2カ所）（施策7-4）
- 行政、福祉、医療などの多分野の関係者による「防災について考える会」における検討（7回）

## 評価

- 医療的ケアのある人に個別に声掛けする等により、避難行動要支援者登録率が向上した。
- 行政、福祉、医療などの多分野の関係者による「防災について考える会」において定期的な協議が行われ、令和8年度以降の具体的な取組の準備が進んだ。

## 今後の方向性

- 避難行動要支援者名簿等の実効性を高めるため、避難支援関係者とともに、避難訓練の実施や避難支援者が決まっていない方へのフォロー等に取り組んでいく。また、必要に応じて名簿等に登録されていない人への継続的な働きかけを、福祉専門職と連携して行っていく。
- 「防災について考える会」の発案で、福祉事業所によるBCP運用協議会を立ち上げ、BCPの実効性の確保にむけて取組を進める。

## 評価推移

令和3年度      令和4年度      令和5年度      令和6年度      令和7年度      令和8年度

B

C

C

B

B



# 令和8年度までの重点項目数値目標 一覧

| 項目    | 事業内容                         | 目標     | 令和7年度<br>結果数値等 |
|-------|------------------------------|--------|----------------|
| 重点項目1 | 個別訪問等調査からサービスや支援に結びついた事案数    | 年5件    | 年2件            |
|       | 長期入院精神障がい者等へ支援に係る検討回数        | 年2回    | 年1回            |
| 重点項目2 | こどもの発達相談室相談件数                | 年250件  | 年243件          |
|       | 障害児通所支援の支給の在り方の検討            | 実施     | 情報収集           |
| 重点項目3 | 乳幼児連絡会の開催                    | 年4回    | 年3回            |
|       | 学童・青年期連絡会の開催                 | 年4回    | 年3回            |
| 重点項目4 | 発達障がい児向けの就労体験事業の実施回数         | 年1回    | 年1回            |
| 重点項目5 | 理解促進事業・自発的活動事業の実施数           | 年に各2事業 | 自発的活動のみ<br>1事業 |
| 重点項目6 | 医療的ケア児者支援施策に関する独自施策数【累計】     | 2施策    | 2施策            |
|       | 医療的ケア児等ケース会議の実施回数            | 年2回    | 年3回            |
|       | 市の保育園等における医療的ケア児等の受入に係る方針の検討 | 実施     | 令和7年度<br>策定    |
| 重点項目7 | 障がい者の個別避難計画（みまもり台帳）策定割合      | 50%    | 45.1%          |
|       | 障がい関係事業所を対象とした防災研修等の実施回数     | 年1回以上  | 個別相談4件         |
|       | 医療的ケア児者の特別個別避難計画の策定数【累計】     | 5件     | 2件             |

# 重点項目の令和3年度から令和7年度までの総評

| 項目    | 成果                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点項目1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調査方法を個別訪問等調査が定着し、緊急時等の迅速な情報収集に調査結果が役立つ機会が増えてきた。</li> <li>✓ 精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの協議の場を検討し、精神保健福祉実務者会議に位置づけることで、医療・介護・福祉の関係者で支援し合える場となったが、今後も情報の共有・検討を継続していく必要がある。</li> </ul> |
| 重点項目2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ こどもの発達相談室の周知が進んだことで、その相談件数は目標である250件前後を例年推移している。</li> <li>✓ 身近な地域で障害児通所支援を受けることができるよう、支給の在り方について検討を進めている。</li> </ul>                                                        |
| 重点項目3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 乳幼児連絡会、学童・青年期連絡会については、それぞれ学期に1回ずつ、年3回実施しており、個別ケースの情報共有に留まらず、ケースから浮かび上がる課題検討も行っている。</li> </ul>                                                                               |
| 重点項目4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発達障がい児向けの就労体験事業として、毎年度、就労支援コーディネーター事業を実施しており、参加者に好評である。より多くの中高生に参加してもらえるよう、今後も工夫していく。</li> <li>✓ 働きづらさを抱える人の支援体制づくりを地域の事業者と協働して進める地盤ができた。</li> </ul>                        |
| 重点項目5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市民、事業者、行政など多様な主体による障がい理解や自発的な活動がそれぞれに展開された。</li> <li>✓ 障がい福祉関係者連絡会が定着し、毎回多くの事業所等が参加し、ともに学び、顔の見える関係構築が進んだ。</li> </ul>                                                        |

# 重点項目の令和3年度から令和7年度までの総評

| 項目    | 成果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点項目6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医療的ケア児者支援施策に関する独自施策が実現した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活用具の品目に、発電機、ポータブル電源、人工呼吸器用バッテリーを追加した。</li> <li>②令和8年度の事業開始に向けて、医療的ケア児在宅レスパイト事業について情報収集、制度検討、要綱作成等を行った。</li> </ul> </li> <li>✓ 医療的ケア児等ケース会議については、学期に1回ずつ、年3回実施しており、個別ケースの情報共有に留まらず、ケースから浮かび上がる課題検討も行っている。</li> <li>✓ 令和7年4月に「長久手市の保育所における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定した。現在は、本ガイドラインを踏まえつつこどもの状況等に応じて対応している。</li> </ul> |
| 重点項目7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、随時、検討が加えられ、運用上の課題整理や改善に向けた取組が進んだ。</li> <li>✓ 「防災について考える会」が発足し、市全体で防災対策について考える検討の土台ができた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |

【評価】

[令和7年度分]

基本分野1 生活支援

施策項目1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                           | 関係課        | 【R7年度】取組実績、特記事項等                              | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------|------------|---------------------------------------|
| 1   | 既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。                                        | 福祉課<br>長寿課 | 65歳以降も通い慣れた施設を利用できるよう、障がい事業所へ共生型サービスの申請勧奨を実施。 | A          | 高齢化に伴い需要が高まってくると考えられるため、折りを見て働きかけていく。 |
| 2   | 障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。                                               | 福祉課        | 国・県・福祉関係団体からの研修案内を市内事業所に対し周知。                 | A          | 引き続き参加の働きかけを行う。                       |
| 3   | 本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるように、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。 | 福祉課        | 事務の効率化に向けた請求関係書類の電子化を推進。事業所登録について、電子申請へ移行。    | A          | 引き続き事業を実施する。                          |

※義務的性質の項目については評価対象としない。



【評価】

[令和7年度分]

基本分野1 生活支援

施策項目1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                        | 関係課    | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                            | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------|
| 4   | 必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。                                            | 福祉課    |                                                                                                                             |            |                                      |
| 5   | 児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。 | 子ども家庭課 | 児童発達支援センターによる児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の実施。また、支援体制として専門職（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）を配置。<br>「医療的ケア児等ケース会議」、「学童・青年期連絡会」、「乳幼児連絡会」を定期（学期毎）開催。 | A          | 引き続き、重症心身障がい児のサービス利用のニーズと提供体制の把握を行う。 |
| 6   | 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。    | 福祉課    | 6月に、新たに日中サービス支援型グループホームが開設。グループホームの開設について必要な助言、情報提供を実施。                                                                     | A          | 事業所へ働きかけを行うとともに、申請に係る相談対応を行う。        |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

【令和7年度分】

基本分野1 生活支援

施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                  | 関係課            | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                       | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------|
| 1   | 一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。        | 福祉課            |                                                                                        |            |                                             |
| 2   | 【重点項目】<br>障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。                                              | 福祉課            | 北中学校区の対象者58名中、56名（うち電話36人、訪問7人）に調査を実施。<br>市役所窓口において新規手帳取得者、転入者等の対象者54名（うち訪問10人）に調査を実施。 | A          | 引き続き限られた人的資源でより効率的かつ効果的なアウトリーチの方法を検討し、実施する。 |
| 3   | 障がいのある人やその家族等に対し継続的に伴走支援を行うための体制強化に向け、計画相談支援及び障害児相談支援の活発化を図るため、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者との連携体制を充実します。 | 福祉課<br>子ども家庭課  | 令和4年度から引き続き、一体的管理運営の協定に基づく相談支援体制の強化を実施。                                                | A          | 引き続き実施する。                                   |
| 4   | 地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう相談員による出張相談等を実施します                                                   | 福祉課<br>地域共生推進課 | 西・市が洞・北・南小学校区に設置された地域共生ステーションなどにおいて、CSWによる出張相談（福祉のなんでも相談）を各地区で実施。                      | A          | 引き続き実施する。                                   |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野1 生活支援

## 施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                                                                    | 関係課                                               | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                          | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | 精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。                                                                                 | 福祉課<br>健康推進課                                      | 精神障がいのある人やその家族への支援として、こころの相談室を設置し、悩みを持っている方の相談に相談員（精神保健福祉士）と保健師で対応。また、相談体制の確認や関係各課との情報連携を目的に、精神保健福祉事業実務者会議を年3回実施し、59名が参加。 | A          | 関係各課との連携強化のため、精神保健福祉事業実務者会議の議題について検討する。また、「にも包括」を意識した議題についても協議を行う。                                           |
| 6   | 【重点項目】<br>障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。 | 福祉政策課<br>福祉課<br>長寿課<br>地域共生推進課<br>子ども家庭課<br>健康推進課 | 複雑化、複合化した課題に対して各分野が連携して支援を検討するため、重層的支援会議、支援会議等を実施。                                                                        | A          | 多様化する個人ニーズに対応するには、様々な福祉サービスの利用や多様な地域資源へのつなぎ、新たなサービス等の創出が必要であるため、包括化推進協議会、実務者会議、庁内連携会議等において、各事業と一体的に検討を進めていく。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

基本分野1 生活支援

施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                          | 関係課     | 【R7年度】取組実績、特記事項等 | 評価<br>(R7) | 今後の方向性 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------|------------|--------|
| 1   | 障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います                                            | 福祉課     |                  |            |        |
| 2   | 国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当<br>障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。 | 福祉課     |                  |            |        |
| 3   | 障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。                              | 保険医療課   |                  |            |        |
| 4   | 福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。                            | 社会福祉協議会 |                  |            |        |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野1 生活支援

## 施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                      | 関係課 | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                              | 評価<br>(R7) | 今後の方向性       |
|-----|-----------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| 5   | 心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。 | 福祉課 |                                                               |            |              |
| 6   | 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。            | 福祉課 |                                                               |            |              |
| 7   | 日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。   | 福祉課 | コミュニケーション支援用具の追加に向けた調査、検討を実施。<br>令和8年度から、一部用具の電子化を行うための準備を実施。 | A          | 今後も適宜見直しを行う。 |
| 8   | 障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。       | 福祉課 |                                                               |            |              |

※義務的性質の項目については評価対象としない。



# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                         | 関係課                       | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                             |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------|
| 1   | 保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。 | 子ども家庭課                    | 乳幼児健診未受診者に対し、電話や訪問で状況を確認。また、発達に心配のある児に対しては、適切な療育を受けられるよう健診事後教室等でフォローを実施。<br>こどもの発達相談室とも情報を共有して、適切な療育が受けられるよう支援。 | A          | 今後も健診未受診者の状況確認、健診事後教室等でフォローを行っていく。 |
| 2   | 母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。                            | 子ども家庭課<br>教育総務課<br>子ども未来課 | 5歳児すこやか発達相談にてアンケートを実施し、アンケート結果等から支援が必要な児に対して電話相談を実施。また、園訪問や個別相談を実施し、就学に向けて支援が必要な児については、関係機関と連携し、支援。             | A          | 今後も関係機関と連携し、支援していく。                |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

【令和7年度分】

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                                                                                                          | 関係課            | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                                                   | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                              |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------|
| 3   | 糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。                                                                                                               | 健康推進課<br>保険医療課 | 39歳以下健診受診者数255人。<br>ラジオ体操第一グループ登録数85グループ、景品贈呈者数(5回以上実施)799人。                                                                                       | A          | 今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健診の実施及び周知啓発を継続する。 |
| 4   | 【重点項目】<br>発達が気になる児童に関する相談窓口として設置したこどもの発達相談室の巡回相談等の活動を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また障がいのある児童に対する通所支援施設として整備した「児童発達支援センター」を地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市内事業所と連携し、障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。 | 子ども家庭課         | 令和3年4月から発達相談室で関係機関と連携しながら相談を実施。<br>関係機関の具体的な連携方法を体制化し、令和3年10月から児童発達支援センターで児童発達支援、保育所等訪問支援を実施。<br>児童発達支援センターの市内事業所との連携については、医療的ケア児等ケース会議、乳幼児連絡会に参加。 | A          | 児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を整えていく。                      |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                   | 関係課          | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                            | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------|
| 5   | 障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。                         | 子ども家庭課       | 親子通園事業（どんぐり教室）と児童発達支援センターの利用を通じて、発達が心配な児童の保護者同士が交流できる機会を整備。 | A          | 引き続き保護者向け交流のきっかけとなる機会を創出していく。 |
| 6   | 精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います | 福祉課<br>健康推進課 | 個別訪問等調査において、対象者110人のうち、精神障がいのある人90人について、現状把握等を実施。           | A          | 引き続き実施する。                     |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

【評価】

[令和7年度分]

基本分野2 保健・医療

施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                          | 関係課               | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                   | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------|
| 1   | 地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。        | 福祉課<br>健康推進課      | 既存の精神保健福祉事業実務者会議を、にも包括の協議の場と位置づけ、医療、福祉、介護、行政の関係者が参加し、情報共有や意見交換を実施。 | A          | 事例検討を通して、他機関との相互理解を深めるとともに、地域の課題を整理し協議を行う。 |
| 2   | 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。                      | 福祉課<br>保険医療課      |                                                                    |            |                                            |
| 3   | 障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう福祉サービス等について周知していきます。                        | 福祉課               |                                                                    |            |                                            |
| 4   | 【重点項目】<br>保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者により、在宅生活を送っている医療的ケアが必要な人への支援の在り方や支援の拡充について協議します。 | 子ども<br>家庭課<br>福祉課 | 医療的ケア児等ケース会議を年3回実施し、医療的ケア児に関する情報共有や課題を検討。                          | A          | 関係機関と引き続き協議の場をもち、施策等の検討を行う。                |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野2 保健・医療

## 施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                         | 関係課    | 【R7年度】取組実績、特記事項等             | 評価<br>(R7) | 今後の方向性            |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------|------------------------------|------------|-------------------|
| 5   | サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。                            | 福祉課    | 2施設（3事業所）で25人が制度を活用し歯科健診を実施。 | A          | 令和14年度まで継続的に実施する。 |
| 6   | 保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。               | 福祉課    |                              |            |                   |
| 7   | 保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。 | 子ども家庭課 |                              |            |                   |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野3 教育、文化芸能活動・スポーツ等

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                            | 関係課                        | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                 | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------|
| 1   | 障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。      | 子ども<br>未来課<br>教育総務課        | 保育士が子どもや保護者への支援方法等を学ぶ療育研修等、学校教員が特別支援学校等で研修を実施。幼保小連携を行い、情報共有及び参観を実施。                                              | A          | 引き続き教員及び保育士への研修を行う。                 |
| 2   | 障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。           | 教育総務課<br>子ども<br>家庭課<br>福祉課 | スクールソーシャルワーカーを3人配置。                                                                                              | A          | 引き続き各中学校区に1人配置できるよう努める。             |
| 3   | 学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。 | 教育総務課                      | 各校のバリアフリー改修工事は完了済み。医療的ケア児に対応するため、看護師を2人任用。また、訪問看護事業所に委託し、医療的ケアを実施。一人ひとりにあわせた効果的な指導方法などを専門的な視点から助言をもらうため作業療法士を配置。 | A          | 引き続き障がいのある児童・生徒の受け入れのために必要な環境整備を図る。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない。



## 基本分野3 教育、文化芸能活動・スポーツ等

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                                              | 関係課          | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                    | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------|
| 4   | 通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。 | 教育総務課        | 通級指導教室は全ての小中学校で、適正に実施。他機関との連携した就学相談、インクルーシブ教育研修を随時実施、医療的ケア児の受入れのため、看護師を2人任用。        | A          | 今後も継続的に実施、構築していく。                                  |
| 5   | 介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。                                                      | 教育総務課        | 5年生がシンシアの丘を見学し、学校に介助犬を招いて福祉実践教室を行ったほか、社会福祉協議会と連携して福祉実践教室を行う学校など、障がいの理解を深めるための授業を実施。 | A          | 全小中学校で介助犬を初めとする補助犬について学び、今後も障がいの理解を深める機会を設けるよう努める。 |
| 6   | 障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。                                                                              | 生涯学習課        | 11月15日にカローリング等のニュースポーツを体験できるニュースポーツフェスティバルを開催。                                      | A          | 継続的に開催予定。                                          |
| 7   | 愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。                                                                                 | 福祉課<br>教育総務課 |                                                                                     |            |                                                    |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野4 雇用・就業

## 施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                             | 関係課        | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                       | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 主として発達障がい児を対象とした職業選択に関する学習や情報提供等を行う就労支援事業を実施します。 | 子ども家庭課     | 「お仕事見学・体験」として、社会福祉協議会に委託し、大型家具販売店の見学や、ファーストフード店の仕事体験を実施（延べ19人の参加）。店舗やバックヤードの見学、社員の方からの話、ハンバーガー作成等を行い、参加者及び保護者からは非常に好評。 | A          | 多くの児童に参加してもらえよう、今年度は見学や体験などを重視した内容としたり、開催日程を工夫したりした。来年度もより多くの児童に参加してもらえよう検討する。 |
| 2   | 就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。   | 人事課<br>福祉課 | 委託事業者（就労継続支援事業所）の変更による業務内容の限定化や電子化による作業量の減少により、障がいのある人と各課の業務のマッチングが難しくなり就労体験事業は廃止。人事課所属の障害者雇用職員が各課が切り出した業務を担っている。      | D          | —                                                                              |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野4 雇用・就業

施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び  
障がい者雇用の促進

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                               | 関係課 | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                   | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------|------------|---------------------------|
| 3   | 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。    | 福祉課 |                                                    |            |                           |
| 4   | 福祉的就労や従来型の障害者雇用の就業形態がなじまず、一般的な就労に結びつきにくい人に向け、新たな就労支援の在り方について検討します。 | 福祉課 | 令和6年度に引き続き、地域の事業者と協働し、働きづらさを抱える人6人が、短期間・短時間の就労を実施。 | A          | 引き続き協力事業者の拡大。事業の周知を行っていく。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野4 雇用・就業

## 施策項目2 福祉的就労の充実

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                            | 関係課            | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------|
| 1   | 障害者優先調達推進法の趣旨に基づき障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。 | 行政課<br>福祉課     | 「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大に向けた周知を実施。 | A          | 引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進する。     |
| 2   | 工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。                             | 福祉課<br>財政課     | 福祉まつり及びながふく商店として市役所や福祉の家にて、物品販売会を行う機会を創出。（市役所22回、福祉の家13回）       | A          | 引き続き、各種イベント等における販売機会について情報提供を行う。 |
| 3   | 障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。            | みどりの推進課<br>福祉課 | 事業者や民間企業から農福連携に関する相談に対応。                                        | A          | 引き続き、情報収集をしながら必要に応じ情報提供及び助言を行う。  |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野5 生活環境

## 施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                        | 関係課    | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                           | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                              |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------|
| 1   | 障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。 | 子ども未来課 | 児童の増加とニーズの多様化に対応するため、主として小学校内での居場所づくりを前提に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型運営の委託を実施。 | A          | 今後も多様なニーズの把握に務め、それに対応した供給体制を整備していく。 |
| 2   | 障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。                                | 各担当課   | おはなし会、返本ボランティア、本の修理ボランティアに障がいのある人が参加。（中央図書館）                               | A          | 引き続き継続する。（中央図書館）                    |
| 3   | 障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。                                                                    | 福祉課    |                                                                            |            |                                     |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野5 生活環境

## 施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                             | 関係課 | 【R7年度】取組実績、特記事項等                               | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------|------------|------------------------------|
| 4   | 関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。                                                   | 福祉課 | 手話奉仕員養成講座及び要約筆記ボランティア講習会を実施し、それぞれ5名、7名が修了。     | A          | 引き続き実施する。                    |
| 5   | 障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。 | 福祉課 | プロジェクトチームを2つ設置。<br>障がい福祉関係者連絡会を2回実施し、計117人が参加。 | A          | 引き続き、当事者の参画のもと、よりよい協議運営に努める。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない。



# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

【令和7年度分】

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                         | 関係課          | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                     | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1   | 障がいのある人の移動を支援するため移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。                         | 福祉課          | 移動支援事業従事養成研修の実施なし。                                   | D          | 令和8年度に協議会主催で実施予定。                                               |
| 2   | 障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。     | 福祉政策課<br>長寿課 | 福祉有償運送事業実施事業者のうち1事業者が更新手続きを実施。<br>ドライバー講習会を実施し3人が修了。 | B          | 福祉有償運送事業者の担い手の確保や、公共交通施策やボランティアによる移動支援との役割分担について関係機関とともに検討していく。 |
| 3   | 外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。 | 福祉課          |                                                      |            |                                                                 |
| 4   | 障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。                                      | 福祉課          | 1団体が社会見学を実施し、32人の障がいのある人が参加。                         | A          | 令和14年度まで継続的に実施する。                                               |

※義務的性質の項目については評価対象としない

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                          | 関係課              | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                    | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                                                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 5   | 障がいのある人が移動しやすいように横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。                      | 土木課              |                                                                                                     |            |                                                                       |
| 6   | 道路新設時などに、車いすがすれ違うことができる幅の歩道整備を行います                                            | 土木課              |                                                                                                     |            |                                                                       |
| 7   | 新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます          | 各施設<br>管理担<br>当課 | 令和8年4月22日にオープンする長久手古戦場記念館を障がい者等に配慮した計画で建設。（生涯学習課）                                                   | A          | 今後建設予定の施設についてもバリアフリー化を計画する。（生涯学習課）                                    |
| 8   | 障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。 | 都市計<br>画課        | 令和7年度は「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件の8件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を周知。また、過去に周知を行った適用物件も含めた特定施設整備計画届出書を5件受理。 | A          | 今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿った計画とされるよう依頼する。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない31

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                           | 関係課                                   | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------|
| 9   | 障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。                                               | 福祉政策課<br>福祉課<br>長寿課<br>安心安全課<br>企画政策課 | 福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送のみならず、障がい等により移動に課題を抱える方への公共交通のあり方等について議論。 | A          | 市の公共交通全体で障がいのある人の移動についても検討を行う。 |
| 10  | 「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し利用促進に努めます。 | 安心安全課                                 | 市ホームページで周知を行ったほか、高齢・障がい福祉の窓口課でも周知や無料乗車券を配布。                     | A          | 引き続き周知を行う。                     |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 基本分野5 生活環境

## 施策項目3 わかりやすい情報発信とコミュニケーション

【評価】

【令和7年度分】

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                              | 関係課                           | 【R7年度】取組実績、特記事項等                              | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 1   | 障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。                                                             | 福祉政策課<br>福祉課<br>長寿課<br>子ども家庭課 | ガイドの字体について、より多くの人が見やすいユニバーサルフォントを採用。          | A          | 引き続き、多くの人がわかりやすいガイドとなるよう適宜見直しを行う。 |
| 2   | 障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくりま。                                                     | 福祉課                           |                                               |            |                                   |
| 3   | 視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。                                        | 情報課                           |                                               |            |                                   |
| 4   | 障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。 | 福祉課                           | 手話通訳者を福祉課に設置。<br>手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア養成講座を実施。 | A          | 市民及び市職員に対し、引き続き手話言語への理解促進を図る。     |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

【令和7年度分】

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目1 障がいの理解と障がい理由とする差別の解消

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                                       | 関係課        | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                            | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------|
| 1   | 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。 | 福祉課        |                                                                                             |            |                                             |
| 2   | 市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。                                                                            | 人事課<br>福祉課 | 障害者差別解消法研修を実施（新任課長及び新規採用職員向け）。24名参加。                                                        | A          | 引き続き実施する。差別解消法に関する職員研修は、対象を広げて実施できるよう検討を行う。 |
| 3   | 各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します                                                                                         | 行政課        | 選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布。また、投票所に段差解消スロープ、コミュニケーションボード、車いす用の記載台、点字投票資材及び投票支援カードの設置。 | A          | 引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施する。                   |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目1 障がいの理解と障がい理由とする差別の解消

【評価】

[令和7年度分]

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                 | 関係課 | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                             | 評価<br>(R7) | 今後の方向性    |
|-----|----------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| 4   | 障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。    | 福祉課 |                                                              |            |           |
| 5   | 高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。 | 福祉課 |                                                              |            |           |
| 6   | 援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。                    | 福祉課 |                                                              |            |           |
| 7   | 身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。   | 福祉課 | 公共施設に募金箱及び自動販売機の設置並びにガバメントクラウドファンディングにより、補助犬の周知及び寄付の呼びかけを実施。 | A          | 引き続き実施する。 |

※義務的性質の項目については評価対象としない。



【評価】

[令和7年度分]

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目2 権利擁護に関する支援

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                                        | 関係課                 | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                           | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|
| 1   | 尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。 | 福祉政策課<br>福祉課<br>長寿課 | 尾張東部権利擁護支援センターによる成年後見セミナーを実施し周知を図った。また、毎月市役所にて権利擁護の相談会を実施。 | A          | 尾張東部権利擁護支援センターと連携し、今後もセミナー等を開催し制度の周知を図る。 |
| 2   | 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。                          | 福祉課                 | 尾張東部権利擁護支援センターが主体となり意思決定支援に関するプロジェクトを実施。                   | A          | 引き続き実施する。                                |
| 3   | 虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。                                                               | 福祉政策課<br>福祉課        | 地域生活拠点会議を実施し、登録事業所が集まり、ケース検討を実施。                           | A          | 体験宿泊事業も併せて実施していく。                        |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

# 第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

【令和7年度分】

基本分野7 防災・防犯

施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                      | 関係課            | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                         | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                                                |
|-----|-----------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 【重点項目】<br>災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。    | 福祉政策課          | 避難行動要支援者名簿登録者5,059人に対し個別避難計画の作成依頼を行い1,907人が作成。                           | A          | 避難行動要支援者名簿登録者に対して個別避難計画の作成の必要性について調査を行い、必要な方の個別避難計画の作成を支援関係者と協力して進める。 |
| 2   | 障がいのある人を含む要配慮者の受入れ等を行う福祉避難所の拡充に向け、民間社会福祉施設との連携について協議します。  | 福祉政策課<br>安心安全課 | 福祉避難所について、民間社会福祉施設と協議を実施中。                                               | A          | 民間社会福祉施設に福祉避難所として運営が可能か協議を続ける。                                        |
| 3   | 避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。 | 福祉政策課          | 避難行動要支援者名簿登録者のうち1,907人が書類を作成。本人同意を得た方の名簿を地域の避難支援関係者へ提供。                  | B          | 個別避難計画の活用について、関係者と協議していく。                                             |
| 4   | 【重点項目】<br>障がいのある人、サービス提供事業所地域住民が協働した避難訓練を実施します。           | 安心安全課<br>福祉課   | 市内一斉防災訓練の機会に一部の地域において、障がい者施設と地域住民・民生委員が協力して、避難行動要支援者の避難支援及び避難所での受入訓練を実施。 | A          | 引き続き、避難行動要支援者、事業所、地域住民が協働した訓練の実施を検討する。                                |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

【評価】

〔令和7年度分〕

基本分野7 防災・防犯

施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

|   |                    |
|---|--------------------|
| A | 実施（達成）             |
| B | 実施したが、一部未実施（変更も含む） |
| C | 実施が遅れている（準備中も含む）   |
| D | 未実施                |

| No. | 事業内容                                                                                     | 関係課                          | 【R7年度】取組実績、特記事項等                                                                                                                | 評価<br>(R7) | 今後の方向性                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------|
| 5   | <b>【重点項目】</b><br>障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。      | <b>安心安全課</b><br>福祉政策課<br>福祉課 | 主要な避難所として想定される小中学校では、要配慮者用のスペースを設定。<br>防災体験フェスタにおいて、障がいのある人が実際にプライバシー確保のためのパーテーションに入ったり、簡易ベッドを使用したりするなどして、避難所での環境を体験してもらう機会を実施。 | A          | 引き続き、障がいのある人へ、避難所の案内やパーテーション、ベッドに関する説明の実施を検討する。 |
| 6   | 聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。 | 福祉課                          | 登録説明会について、全対象者へ通知し、制度についてを周知。                                                                                                   | A          | 尾三消防本部と連携し引き続き周知を図る。                            |
| 7   | 愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。                            | 福祉課                          | 110番アプリシステムに移行後、市ホームページ及び福祉ガイドを更新し周知。                                                                                           | A          | 引き続き周知する。                                       |

※義務的性質の項目については評価対象としない。

## 1 第7期障がい福祉計画

## (1) 計画の成果目標

## 〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

| 項目       | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|
|          | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 地域移行者数   | 0人     | 2人     | 0人     | 0人     |
| 施設入所者の削減 | 0人     | 2人     | 0人     | 0人     |

## 〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 1/2〕

| 項目                            | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                               | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数      | 0回/年度  | 1回/年度  | 3回/年度  | 3回/年度  |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 0人     | 20人    | 61人    | 59人    |

## 〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 2/2〕

| 項目                                   | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                                      | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 0回/年度  | 1回/年度  | 1回/年度  | 1回/年度  |
| 精神障がい者の地域移行支援の利用者数                   | 0人     | 1人     | 1人     | 1人     |
| 精神障がい者の地域定着支援の利用者数                   | 0人     | 1人     | 0人     | 0人     |
| 精神障がい者の共同生活援助の利用者数                   | 27人    | 52人    | 35人    | 36人    |
| 精神障がい者の自立生活援助の利用者数                   | 0人     | 1人     | 0人     | 0人     |
| 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数                | 4人     | 4人     | 9人     | 4人     |

## 〔3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実〕

| 項目           | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
|              | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| コーディネーターの配置  | 0人     | 1人     | 1人     | 1人     |
| 地域生活支援拠点等の充実 | 1回/年度  | 1回/年度  | 1回/年度  | 1回/年度  |
| 障がい者の支援体制の充実 | 未実施    | 実施     | 実施     | 実施     |

## 〔4 福祉施設から一般就労への移行等〕

| 項目             | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
|                | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 一般就労への移行者数     | 8人     | 15人    | 6人     | 7人     |
| 就労移行支援事業       | 6人     | 9人     | 6人     | 5人     |
| 就労移行支援事業所      | －      | 50%    | －      | －      |
| 就労継続支援A型事業     | 2人     | 4人     | 0人     | 1人     |
| 就労継続支援B型事業     | 2人     | 3人     | 0人     | 1人     |
| 就労定着支援事業利用者    | 6人     | 9人     | 5人     | 5人     |
| 就労定着支援事業の就労定着率 | －      | 25%    | －      | －      |

## 〔5 相談支援体制の充実・強化等 1/2〕

| 項目                 | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 総合的・専門的な相談支援機関の設置  | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |
| 訪問等による専門的な指導・助言    | 12件/年  | 12件/年  | 12件/年  | 12件/年  |
| 相談支援事業者の人材育成の支援    | 3件/年   | 3件/年   | 3件/年   | 3件/年   |
| 相談支援機関との連携強化の取組の実施 | 55件/年  | 45件/年  | 48件/年  | 48件/年  |
| 個別事例事例の支援内容の検証     | —      | 12件/年  | 12件/年  | 12件/年  |



## 〔5 相談支援体制の充実・強化等 2/2〕

| 項目                         | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                            | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |
| 相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数     | —      | 2回/年   | 2回/年   | 12回/年  |
| 相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業所数   | 2事業所   | 2事業所   | 2事業所   | 5事業所   |
| プロジェクトチームの設置数              | 3チーム   | 3チーム   | 3チーム   | 2チーム   |
| プロジェクトチームの実施回数             | 12回/年  | 12回/年  | 19回/年  | 17回/年  |

## 〔6 福祉施設サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〕

| 項目                         | 基準値    | 目標値    | 実績     |        |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                            | 令和4年度末 | 令和8年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 |
| 障害福祉サービス等における各種研修の活用       | 6人/年   | 6人/年   | 3人/年   | 3人/年   |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 0回/年   | 1回/年   | 0回/年   | 0回/年   |

## (2) 障害福祉サービスの見込み

### 【訪問系サービス】（1月当たり）

※「見込量との比較」とは、令和7年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものの。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…－

| サービス種別     | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|            |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 居宅介護       | 人  | 76         | 101   | 73    | ▼           |
|            | 時間 | 1,381      | 1,647 | 1,320 | －           |
| 重度訪問介護     | 人  | 2          | 3     | 4     | △           |
|            | 時間 | 117        | 211   | 936   | △           |
| 同行援護       | 人  | 5          | 6     | 5     | －           |
|            | 時間 | 35         | 68    | 38    | ▼           |
| 行動援護       | 人  | 4          | 5     | 5     | －           |
|            | 時間 | 62         | 80    | 69    | －           |
| 重度障害者等包括支援 | 人  | 0          | 0     | 0     | －           |
|            | 時間 | 0          | 0     | 0     | －           |

## 【日中活動系サービス 1/2】 (1月当たり)

※「見込量との比較」とは、令和7年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したもの。  
 【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、  
 ±20%未満…－

| サービス種別     | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|            |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 生活介護       | 人  | 78         | 77    | 83    | －           |
|            | 人日 | 1,519      | 1,478 | 1,583 | －           |
| 就労選択支援     | 人  | 0          | 93    | 0     | ▼           |
| 自立訓練（機能訓練） | 人  | 1          | 1     | 1     | －           |
|            | 人日 | 10         | 5     | 16    | △           |
| 自立訓練（生活訓練） | 人  | 5          | 4     | 4     | －           |
|            | 人日 | 52         | 51    | 55    | －           |
| 就労移行支援     | 人  | 26         | 28    | 26    | －           |
|            | 人日 | 405        | 413   | 450   | －           |
| 就労継続支援（A型） | 人  | 40         | 38    | 41    | －           |
|            | 人日 | 715        | 722   | 721   | －           |
| 就労継続支援（B型） | 人  | 86         | 104   | 106   | －           |
|            | 人日 | 1,320      | 1,711 | 1,635 | －           |

※「見込量との比較」とは、令和7年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したもの。  
 【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…ー

## 【日中活動系サービス 2/2】（1月当たり）

| サービス種別    | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|-----------|----|------------|-------|-------|-------------|
|           |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 就労定着支援    | 人  | 19         | 21    | 14    | ▼           |
| 療養介護      | 人  | 1          | 1     | 1     | ー           |
| 短期入所（福祉型） | 人  | 17         | 25    | 24    | ー           |
|           | 人日 | 120        | 200   | 133   | ▼           |
| 短期入所（医療型） | 人  | 1          | 1     | 0     | ▼           |
|           | 人日 | 1          | 6     | 0     | ▼           |

## 【居住系サービス】（1月当たり）

| サービス種別              | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|---------------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|                     |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 自立生活援助              | 人  | 0          | 0     | 0     | ー           |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 人  | 63         | 60    | 72    | ー           |
| 施設入所支援              | 人  | 18         | 15    | 19    | △           |

※「見込量との比較」とは、令和7年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したもの。  
【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…－

## 【計画相談支援・地域相談支援】（1月当たり）

| サービス種別               | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|----------------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|                      |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 計画相談支援<br>（モニタリング含む） | 人  | 67         | 66    | 83    | △           |
| 地域移行支援               | 人  | 1          | 1     | 0     | ▼           |
| 地域定着支援               | 人  | 0          | 1     | 0     | ▼           |

### (3) 地域生活支援事業の見込み

#### 【理解促進事業・自発的活動支援事業】（1年当たり）

| 事業種別        | 単位   | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    |
|-------------|------|------------|-------|-------|
|             |      | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 事業数  | 1件         | 2件    | 0件    |
|             | 事業整備 | 済          | 済     | 済     |
| 自発的活動支援事業   | 事業数  | 1件         | 2件    | 1件    |
|             | 事業整備 | 済          | 済     | 済     |

#### 【相談支援事業】（1年当たり）

| 事業種別              | 単位   | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    |
|-------------------|------|------------|-------|-------|
|                   |      | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |
| 相談支援事業            | か所   | 5か所        | 4か所   | 5か所   |
| 障がい者自立支援協議会       | 設置状況 | 設置済        | 設置済   | 設置済   |
| 基幹相談支援センター        | 設置状況 | 設置済        | 設置済   | 設置済   |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施状況 | 実施         | 実施    | 実施    |
| 住宅入居等支援事業         | 実施状況 | 未実施        | 実施    | 未実施   |



## 【成年後見制度利用支援事業】（1年当たり）

| 事業種別      | 単位   | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    |
|-----------|------|------------|-------|-------|
|           |      | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |
| 市長申立事業    | 人    | 0人         | 1人    | 0人    |
|           | 事業整備 | 済          | 済     | 済     |
| 後見人等の報酬事業 | 人    | 2人         | 4人    | 2人    |
|           | 事業整備 | 済          | 済     | 済     |

## 【成年後見制度法人後見支援事業】（1年当たり）

| 事業種別          | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    |
|---------------|----|------------|-------|-------|
|               |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |
| 市民後見人の育成実施    | 件数 | 9件         | 8件    | 9件    |
|               | 状況 | 済          | 済     | 済     |
| 法人後見実施機関の育成実施 | 件数 | 1件         | 1件    | 1件    |
|               | 状況 | 済          | 済     | 済     |

## 【意思疎通支援事業】（1年当たり）

| 事業種別                   | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|------------------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|                        |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業        | 件  | 24         | 25    | 25    | －           |
| 手話通訳者設置事業              | 人  | 1          | 1     | 1     | －           |
| 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 | 人  | 0          | 0     | 0     | －           |

## 【日常生活用具給付等事業】（1年当たり）

| 対象品目              | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|-------------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|                   |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 介護・訓練支援用具         | 件  | 0          | 6     | 4     | ▼           |
| 自立生活支援用具          | 件  | 2          | 5     | 6     | △           |
| 在宅療養等支援用具         | 件  | 5          | 10    | 14    | △           |
| 情報・意思疎通支援用具       | 件  | 4          | 5     | 3     | ▼           |
| 排泄管理支援用具          | 人月 | 854        | 813   | 892   | －           |
| 居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 件  | 0          | 2     | 0     | ▼           |

## 【手話奉仕員養成研修事業】（1年当たり）

| 事業種別        | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|-------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|             |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人  | 8          | 8     | 5     | －           |

## 【移動支援事業】（1年当たり）

| 事業種別   | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|--------|----|------------|-------|-------|-------------|
|        |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 移動支援事業 | 人  | 34         | 38    | 34    | －           |
|        | 時間 | 1,292      | 2,112 | 1,075 | ▼           |

## 【地域活動支援センター事業】

| 事業種別       | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|            |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 地域活動支援センター | 人  | 49         | 20    | 33    | △           |
|            | 人日 | 89         | 400   | 75    | ▼           |

※地域活動支援センター事業の見込み量設定時と算出方法を変更しており、上段は年間の利用人数、下段は、月ののべ利用回数。

## 【発達障がい児者及び家族等支援事業】（1年当たり）

| 事業種別                                     | 単位   | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|------------------------------------------|------|------------|-------|-------|-------------|
|                                          |      | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| ペアレントトレーニングや<br>ペアレントプログラム等の<br>支援プログラム等 | 受講者数 | 0          | 10    | 0     | ▼           |
|                                          | 実施者数 | 0          | 1     | 0     | ▼           |
| ペアレントメンター数                               | 人    | 0          | 1     | 0     | ▼           |
| ピアサポート活動                                 | 参加者数 | 0          | 5     | 0     | ▼           |

## 【その他の事業（任意事業）】（1年当たり）

| サービス種別               | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|----------------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|                      |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 日中一時支援事業             | 人  | 42         | 49    | 42    | —           |
|                      | 人日 | 2,863      | 3,612 | 2,912 | —           |
| 訪問入浴サービス事業           | 人  | 0          | 0     | 1     | —           |
| 要約筆記ボランティア養成<br>研修事業 | 人  | 15         | 10    | 7     | △           |
| 自動車運転免許取得費助成<br>事業   | 人  | 0          | 1     | 0     | ▼           |
| 身体障がい者用自動車改造<br>助成事業 | 人  | 0          | 1     | 0     | —           |

## 2 第3期障がい児福祉計画

### (1) 計画の成果目標

| 項目                                                    | 【参考】実績                                          | 見込    | 実績                                              |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|
|                                                       | 令和6年度                                           | 令和7年度 | 令和7年度                                           |
| こどもの発達相談室・児童発達支援センターの活用（令和8年度末）                       | 検討                                              | 検討    | 検討                                              |
| 保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討（令和8年度末）       | 検討                                              | 検討    | 検討                                              |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討（令和8年度末） | 圏域に<br>児童発達支援事業<br>所6箇所<br>放課後等デイサー<br>ビス事業所7箇所 | 1か所設置 | 圏域に<br>児童発達支援事業<br>所7箇所<br>放課後等デイサー<br>ビス事業所8箇所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（令和8年度末）         | 4人配置                                            | 6人配置  | 7人配置                                            |

## (2) 障がい児へのサービスの見込み

### 【障害児通所支援 1/2】 (1月当たり)

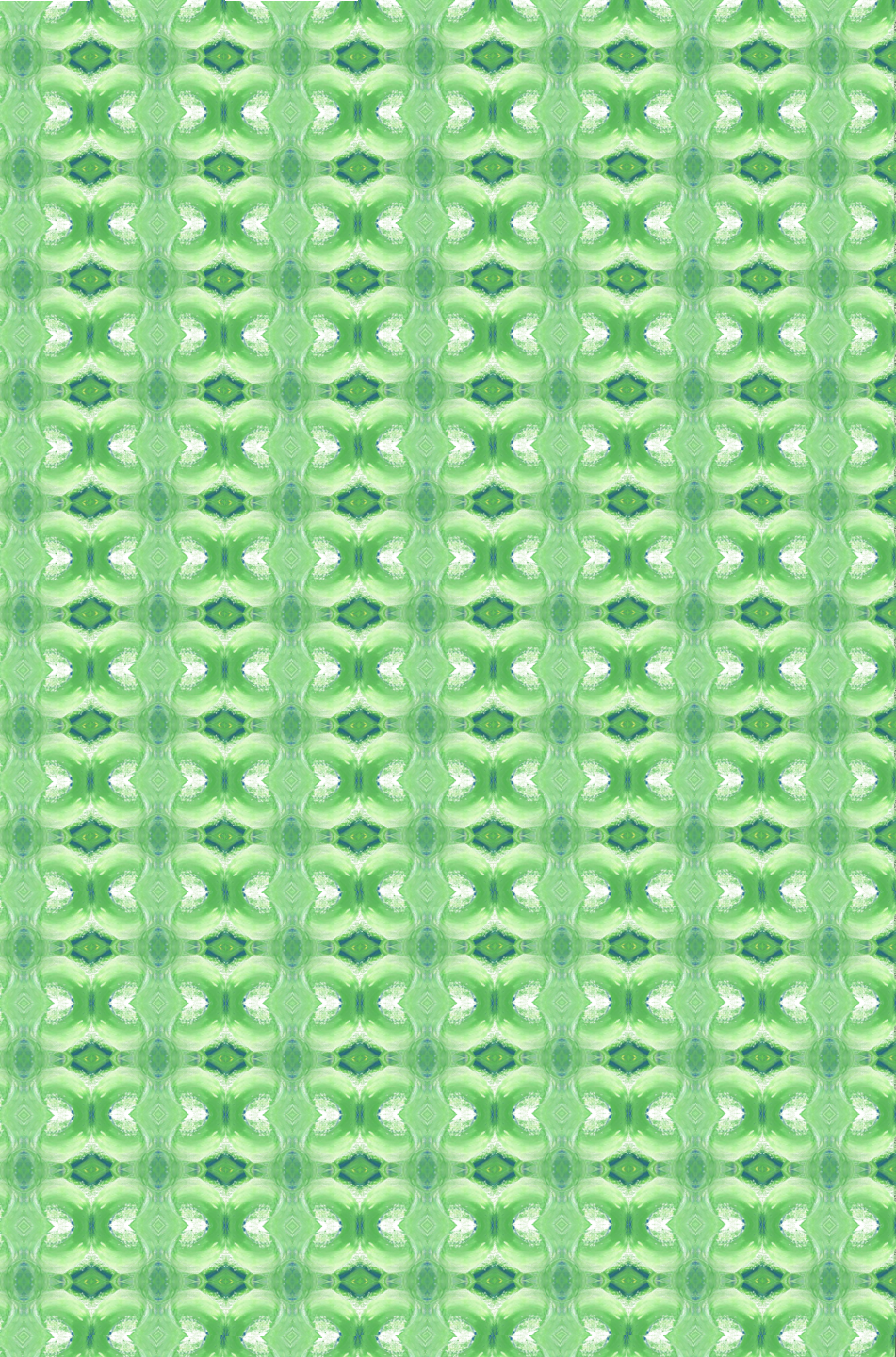
| サービス種別      | 単位 | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|-------------|----|------------|-------|-------|-------------|
|             |    | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 児童発達支援      | 人  | 160        | 154   | 151   | －           |
|             | 人日 | 1,613      | 1,575 | 1,697 | －           |
| 放課後等デイサービス  | 人  | 328        | 340   | 355   | －           |
|             | 人日 | 4,003      | 4,233 | 4,195 | －           |
| 保育所等訪問支援    | 人  | 53         | 73    | 42    | ▼           |
|             | 人日 | 61         | 75    | 51    | ▼           |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人  | 0          | 1     | 0     | ▼           |
|             | 人日 | 0          | 1     | 0     | ▼           |
| 障害児相談支援     | 人  | 91         | 47    | 112   | △           |

## 【障害児通所支援 2/2】（1月当たり）

| サービス種別                              | 単位                                   | 【参考】<br>実績 | 見込    | 実績    | 見込量<br>との比較 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|------------|-------|-------|-------------|
|                                     |                                      | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和7年度 |             |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置   | 人                                    | 4          | 6     | 7     | －           |
| 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 | 保育所                                  | 114        | 92    | 112   | △           |
|                                     | 認定<br>こども園                           | 0          | 0     | 0     | －           |
|                                     | 放課後児童<br>健全育成事業<br>（児童クラブ、<br>学童保育所） | 48         | 22    | 32    | △           |

- ※1 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。
- ※2 本市において、認定こども園の設置はありません。





## 令和7年度事業報告について

資料2

## 1 障がい者自立支援協議会

### (1) プロジェクト活動 資料①

ア 就労支援モデル開発プロジェクト

イ 障がい傾向のある不登校・ひきこもり支援プロジェクト

### (2) 障がい福祉関係者連絡会

| 実施日   | テーマ         | 参加者 | 内容及び評価                                                                       |
|-------|-------------|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 7月16日 | 65歳問題を考える   | 65人 | やまびこ長久手と連携し、本連絡会の回で障がい福祉と介護制度の基礎的なことや違いを学び、やまびこ長久手の回では、事例から具体的な連携について学びを深めた。 |
| 1月22日 | 学習障害について学ぼう | 52人 | 学習障害について基礎的なことから具体的な支援策までを一体的に学び、参加した支援関係者が「現場で活かすことができる内容」と好評を得た。           |

# 【就労支援のモデル開発】プロジェクト

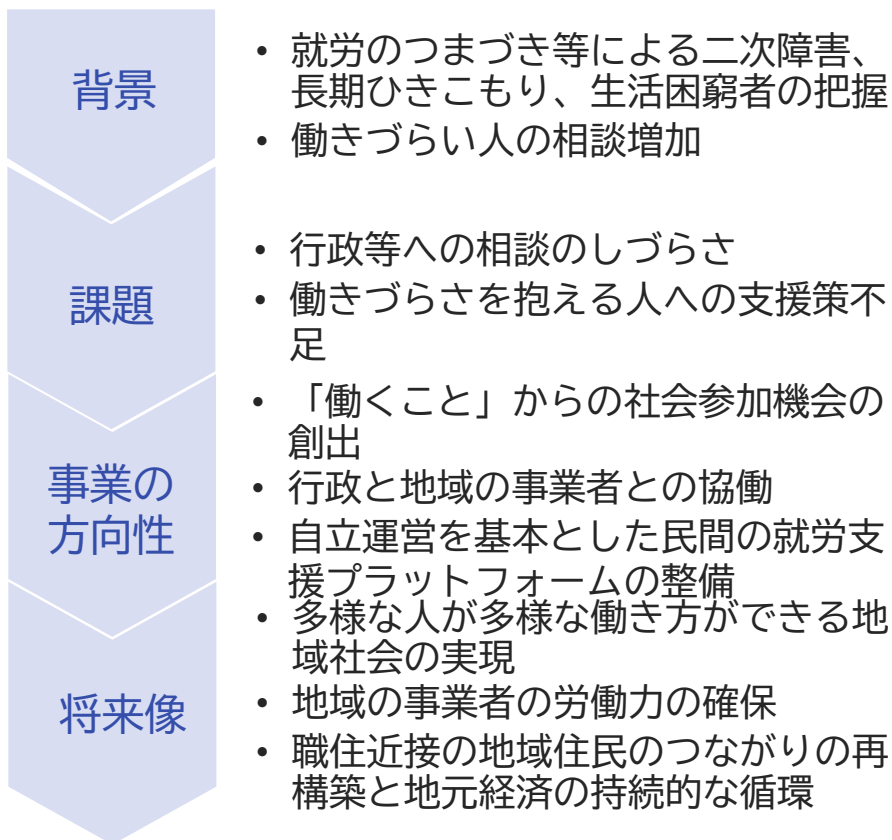
資料①

| 主な関連施策                                                                     |  | 重点項目 4                                                                                                                                                                                   | 設置期間                                                                         | ～令和7年度末（2年間） |
|----------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 本プロジェクトの到達点                                                              |  |                                                                                                                                                                                          | 2 構成員                                                                        |              |
| ・働きたくても従来の障害者雇用も含めた一般就労及び福祉的就労にはなじまない人の就労の場となる地域の受け皿をつくるための新たな就労支援モデルをつくる。 |  |                                                                                                                                                                                          | ・地域の事業者（小・中規模事業者を想定）<br>・地域共生推進課<br>事務局：福祉課・障がい者基幹相談支援センター<br>・アドバイザー（学識経験者） |              |
| 3 実績                                                                       |  |                                                                                                                                                                                          |                                                                              |              |
| 会議等                                                                        |  | 講演会（24人）、会議8回（のべ49人参加）、勉強会1回、先進地視察                                                                                                                                                       |                                                                              |              |
| 成果                                                                         |  | ・令和6年度に引き続き、地域の事業者に協力いただき短時間就労のモデル事業を実施。受入事業者数を増やし、働きづらさを抱える人の短時間・短期間の就労による成果と検討課題、今後の方向性をまとめることができた。<br>・視察や勉強会を通じて、本市で目指す就労支援体制について関係者間で認識を共有することができた。<br>※参考資料4「就労支援モデル開発プロジェクト報告書」参照 |                                                                              |              |
| 今後の方向性                                                                     |  | 令和8年度は、施策事業として位置づけ、関係機関の役割整理及び事業者を中心としたプラットフォームの形成により、事業の持続可能性の確保に向けた取組を進める。合わせて、働きづらさを抱える人の掘り起こしも強化していく。                                                                                |                                                                              |              |



主として障がい福祉分野における相談支援事業の課題認識から事業立案し、令和6年度に障がい者自立支援協議会にプロジェクトチームを設置。

### 背景等と目指す将来像



### 事業のポイントとなる視点

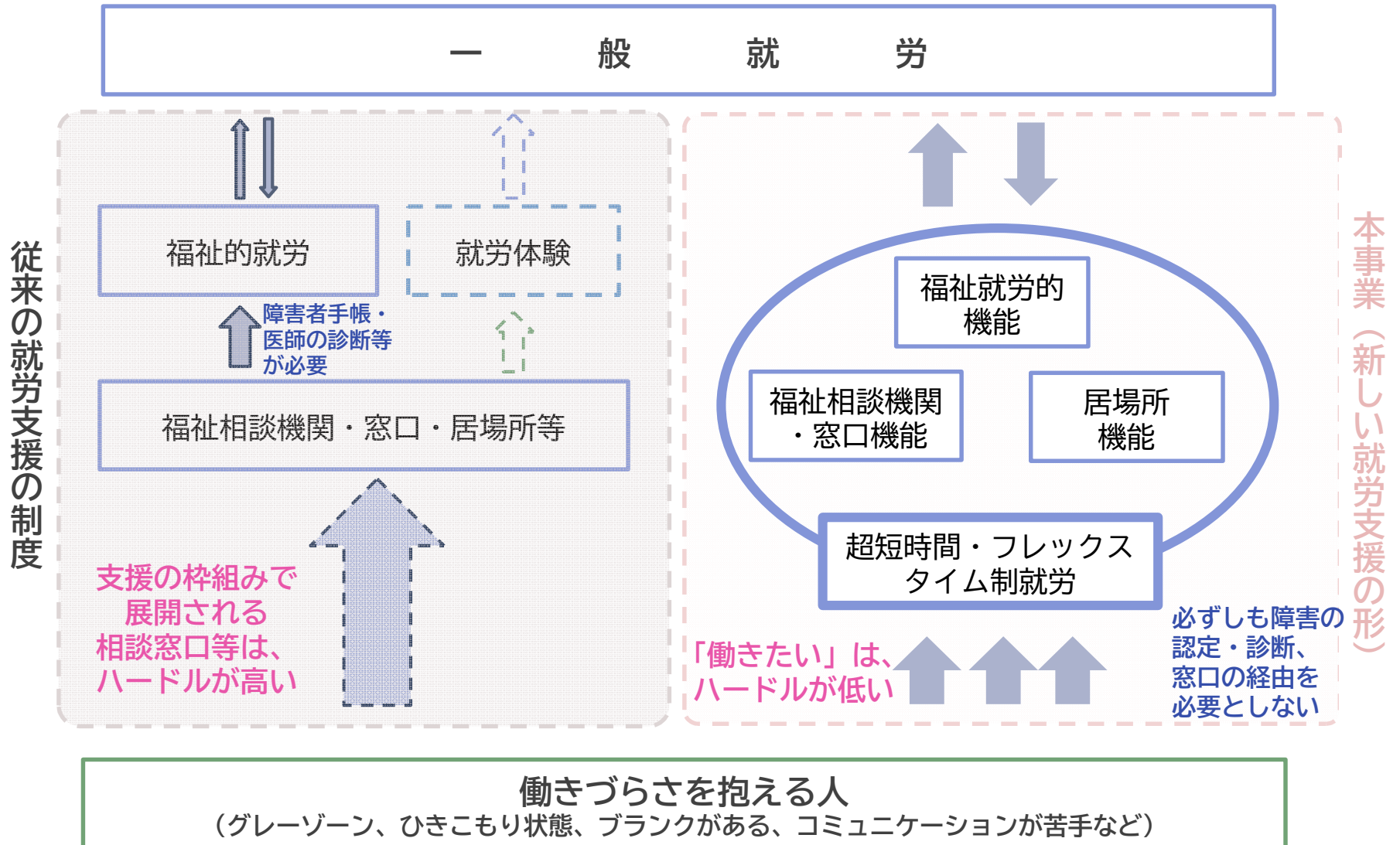
- 段階的な自立論ではなく、就労からのアプローチを行うこと
- 就労ありきではなく、「働くこと」が社会参加の第一歩となり得ること(従来の相談(福祉)や居場所ではなく、「まず働く」という入口をつくる)
- 福祉だけではなく、他分野や地域への面的な広がり重視し、地域に根ざした人と人とのつながりによる仕組みをつくること

### 事業の推進体制

- ・ 障がい福祉担当部署(事務局)
- ・ 障がい者基幹相談支援センター(共同事務局)  
※委託により市社会福祉協議会が運営
- ・ 重層的体制支援整備事業・地域づくり担当部署
- ・ 生活困窮者自立支援事業担当部署
- ・ しごと・暮らし・つながりセンター  
※委託により市社会福祉協議会が運営
- ・ 学識経験者(社会福祉学)

### 市における位置づけ、財源等

- ・ 本事業は、障害者総合支援法に基づく障がい者自立支援協議会の取組として市及び障がい者基幹相談支援センターが協働実施。
- ・ 市においてアクションプラン(実施計画)事業に位置づけ、2年間分の事業予算を確保。
- ・ 令和6年度は、地域生活支援事業費補助金(厚労省)、令和7年度は社会参加・活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金を活用。



## 04 取組内容及び成果・課題等

### 取組内容

R 6

- ・ 協力事業者の発掘
- ・ 先進事例の勉強会
- ・ 3事業者で3人が短時間就労（実証）
- ・ 事業者との意見交換会

R 7

- ・ 協力事業者の発掘（継続）
- ・ 「働く」について考える講演会
- ・ 6事業者で6人が短時間就労（実証）

R 8  
（予定）

- ・ 事業者の発掘、短時間就労（試行運用）
- ・ 官民協働プラットフォームの整備
- ・ 寄付付き商品・サービス開発等を通じた事業者の応援
- ・ GCFによる資金調達への挑戦

### 事後評価から

#### 本人（参加者）

- ・ 2か月の就労期間は、心理的負担が少なく参加しやすい。
- ・ （職場での）挨拶や相談、日常生活での人との会話など、対人関係が改善した。
- ・ 自身の背景を深く知られずに働き始められたことがよかった。（結果的には、自ら背景を語り始めた。）
- ・ 働くことへの意識の変化や進路について考えるきっかけとなった。（中には、今後の進路として、自ら福祉就労を選択した人もいた。）

#### 事業者

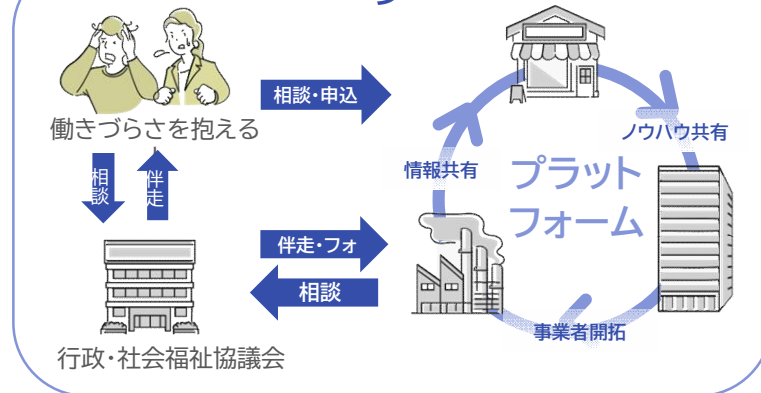
- ・ 回を重ねると、コミュニケーションが円滑になったり、自発的に取り組んだりする様子が見られた。
- ・ 2か月の就労期間は、（本人の）次のステップを考慮すると短いと感じた。
- ・ 労働力確保策にはならないが、職場の雰囲気に変化が見られた。
- ・ 一定の雇用リスクがあるため、無償など形態が様々あるとよい。
- ・ 本人の背景等が事前に知らされず、不安を感じた。

※事業者の業種は、飲食、農業、建設、清掃等

### Point

- ✓ 素性や背景を知られることなく働ける本人の安心感
- ✓ 事業者の温かい関わりが本人の心情や行動に好影響
- ✓ 事業者への伴走・フォローの重要性
- ✓ 「就労ありき」としない社会参加の選択肢づくり
- ✓ 地元事業者との連携による職住近接の実現
- ✓ 社会貢献事業者としての評価向上、地域内での信頼獲得
- ✓ 寄附付き商品等の消費を通じた市民（当事者を含む）の参画

### 官民協働のプラットフォームのイメージ



## 【障がい傾向のある不登校・ひきこもり支援】プロジェクト

### 主な関連施策

### 重点項目3

### 設置期間

～令和7年度末（1年間）

### 1 本プロジェクトの到達点

- ・障がい傾向のある不登校・ひきこもりに関する課題を地域に発信し、協議の場ができる。

### 2 構成員

- ・子どもの育成支援に関わる地域の事業者（放課後等デイサービス、フリースクール、スポーツ教室、学習塾、カフェ）
- ・Nハウス、スクールソーシャルワーカー、CSW
- ・市（地域共生推進課・教育総務課・福祉課）  
事務局：子ども家庭課・基幹相談支援センター

### 3 実績

#### 会議等

講演会1回（50人受講）、情報交換会1回（15人参加）、会議6回（のべ30人参加）

#### 成果

・まずは地域への課題提起として、不登校・ひきこもり講演会「一歩踏み出した人たちの話を聞こう」を開催。不登校を経験して現在は支援者として活躍している方などを講師に招き、50人もの参加があった。講演会後のアンケートでは「大変よかった」との感想が大半を占めた。

・その後、子どもの育成支援に関わる地域の事業者（上記構成員参照）に声をかけ、情報交換会を行った。放課後等デイサービス、フリースクール、スポーツ教室など、**それぞれの支援者が、それぞれの思いや考えに基づき、それぞれ異なるアプローチで支援していることが確認**できた。

※参考資料5「障がい傾向のある不登校・ひきこもり支援プロジェクトまとめ報告書」参照

#### 今後の方向性

障がい傾向のある不登校・ひきこもりへの支援について、教育や福祉の関係者による支援だけでなく、様々な支援者や社会資源の存在が今回のプロジェクトを通じて改めて確認できた。今回得られた知見や支援者との繋がりを、今後の支援に役立てていく。



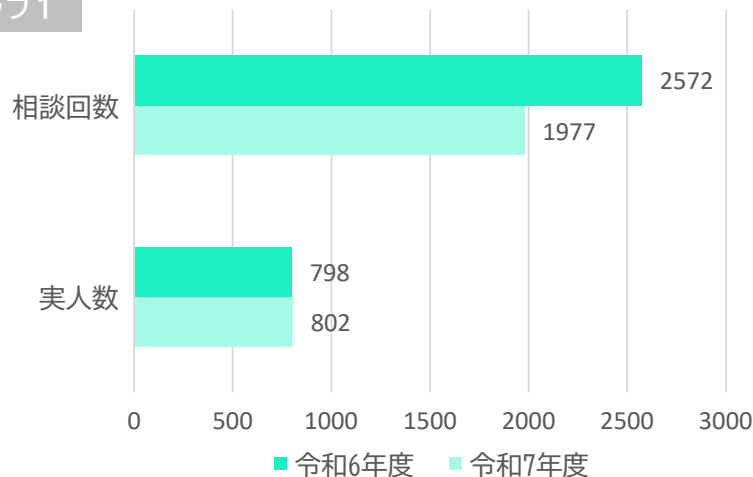
## 2 相談支援実績

### (1) 相談件数・実人数（グラフ1 参照）

- ・ 集計方法を変更(\*)したため、相談回数においては減少している。しかし、実人数としては変わりなし。
- ・ 件数は前年度比0.76倍、人数はほぼ変わらず。
- ・ 1人あたりの相談回数は2.4回。

(\*)令和5年度以降、委託相談事業所が2者となり、集計方法の統一を図ってきましたが、事業所間で集計基準に差異があるため、統計数値にばらつきが生じている。令和8年度からは統一した集計方法による集計となる見込み。

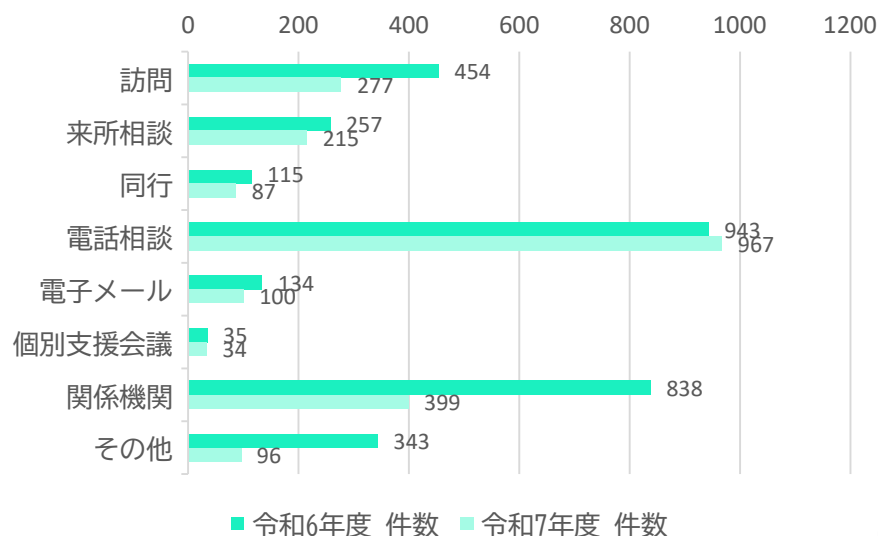
グラフ1



グラフ2

### (2) 相談方法（グラフ2 参照）

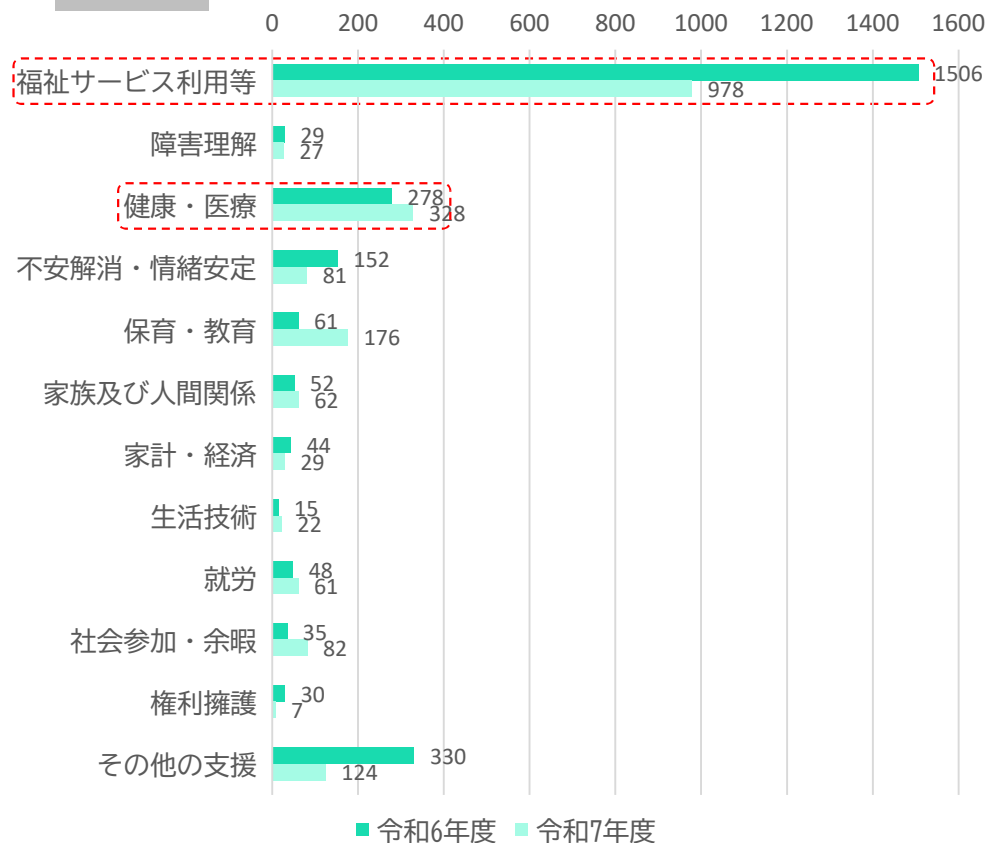
- ・ 相談方法としては、電話相談が多い状況は変わらないが、訪問やメールも増加傾向。
- ・ **関係機関との連携**も欠かせないことから、関係機関とのやり取りも日常的に多い状況が伺える。



## (3) 相談内容（グラフ3参照）

- 福祉サービスの利用相談が、圧倒的に多いが、福祉サービスの利用だけでは解決に至らないケースも見られている。
- 「健康・医療」については、**病院や訪問看護の紹介**もあるが、通院や服薬を拒否するケースの相談などもあり、**医療に関する悩みを抱える人も多い。**

グラフ3



## (4)-1 相談支援体制の強化と人材育成

- 市内の**全相談事業所と社会福祉協議会とが協定**（一体的管理運営の協定、期間は3年間）を結び、それに基づき、月2回の個別ケースへのフォロー機会を設ける等し、相談支援の質の向上に努めた。
- **長久手市計画相談支援等推進事業補助金を活用し、令和6年9月、令和8年4月に新たな相談支援事業所が開所**し、受入の余力が広がりつつある。
- 市内事業所における相談支援専門員及び相談支援員は、15名。（令和8年3月末時点）

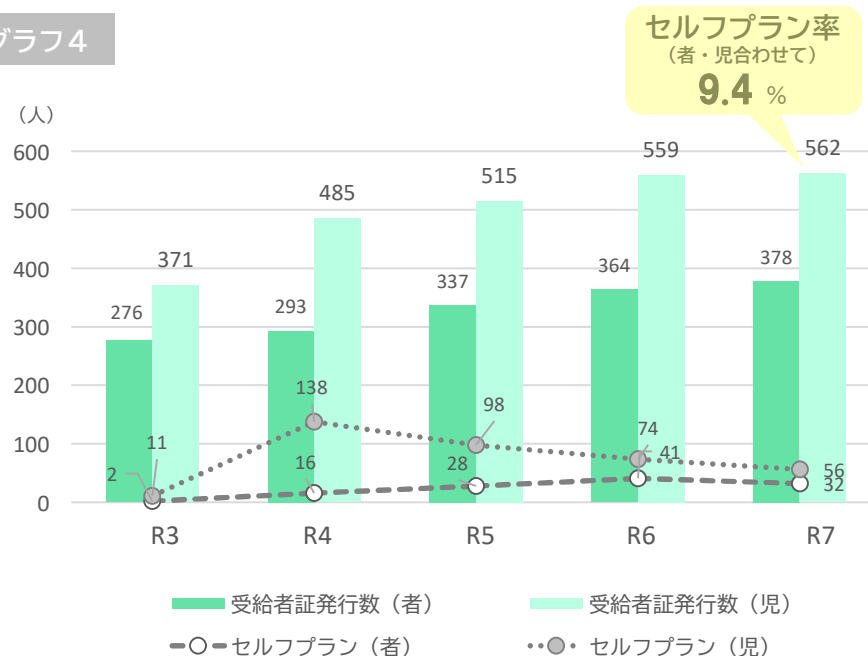
### ■計画相談支援及び障害児相談支援利用者、セルフプラン提出者の推移（グラフ4参照）

・福祉サービスの利用者（受給者証発行数）は引き続き増加傾向にあり、昨年度比で、成人が約3.8%増加したが、児童は微増であった。

・主たる対象が障がい児である相談事業所の担当件数が増え、者・児合わせた**セルフプラン率は、昨年度比で3.1%減少**した。

・福祉サービス利用の増加傾向は当面続くと考えられる。一方でセルフプラン率の低下傾向が今後も継続するかは不透明である。セルフプランを提出する当事者や家族が、**ニーズに応じて適切な療育や福祉サービスを選択できるよう、学習機会及び情報提供の充実を図る必要がある。**

グラフ4



## (4)-2 「長久手市相談支援体制整備計画」(令和4年度～令和7年度)の目標達成状況

- ・ 障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談員の育成、事業所間連携の促進等、相談支援事業所の参入促進策(計画支援事業等推進事業補助金)の地域の体制整備により、**相談支援事業所数及び相談支援専門員数は着実に増加**した。また、計画相談支援及び障害児相談支援における**セルフプラン率も減少**しており、相談支援体制の充実が一定程度図られているものと評価できる。
- ・ 一方で、**相談支援専門員1人当たりの担当件数は目標値に達していない**。これは、地域資源の不足により調整に時間を要するケースが多いことに加え、**課題が複合化・複雑化したケースや、ひきこもり・不登校など従来の障害福祉サービスの枠組みだけでは対応が難しい相談が増加していることが要因**と考えられる。そのため、相談支援専門員の量的確保だけでなく、関係機関との連携強化や地域資源の充実を通じて、相談支援の質と対応力の向上を図る必要がある。

目指す姿 「身近な地域で、本人やその家族が必要とする相談支援が適正に提供できる体制を整備する」

|                              | 令和4年度末<br>(基準値) | 令和7年度末<br>(目標値) | 令和7年度末<br>(実績値) |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 相談支援事業所の数                | 2事業所            | 4事業所            | 5事業所            |
| (2) 計画相談支援等に従事する<br>相談支援専門員数 | 8人              | 12人             | 12人(*1)         |
| (3) 常勤換算                     | 3.5人            | 8.5人            | 7.1人            |
| (4) 1人1月の計画相談・障害児相談<br>件数    | 26件             | 30件             | 21.2件(*2)       |
| (5) 計画相談支援のセルフプラン率           | 5.5%            | 0.1%            | 8.47%           |
| (6) 障害児相談支援のセルフプラン率          | 28.5%           | 15.8%           | 9.96%           |

\*1 令和7年度に創設された「相談支援員」を含めると15人

\*2 令和7年10月～令和8年3月の全相談支援事業所の件数(モニタリングを含む)を常勤換算で除した件数

## (5) 地域生活支援拠点の運営

- ・地域生活支援拠点の登録事業所と年1回の会議を実施し、8050世帯で緊急対応した事例をもとに、話し合い等を行う。
- ・生活介護事業所（きんつば）にて、事業所職員、相談支援専門員、障がい者基幹相談支援センター及び市で強度行動障害の方の対応に関する勉強会を実施。ショートステイ先確保方策を検討（愛知県の派遣事業を活用）。

## (6) ピアカウンセリング

精神障がい（精神疾患や発達障がい）の当事者が主体となれるよう、支援者が伴走し企画を全4回実施。（参加者のべ：45名）令和7年度は5月：WRAP講座、8月：お悩み相談会、1月：活動の振り返り会、3月WRAP講座を実施。毎月コアメンバーとの打ち合わせを実施し活動のありかたを見直す機会を持てた。

令和8年1月以降からは隔月に1回「プチ勉強会」「当事者の声を聞く会」を実施することを決定。市内の当事者に向けて広く周知し新規参加、講座や茶話会を通して自己覚知・障がい福祉制度の理解を促す企画を実施することとなった。

## (7) 発達障がい傾向のある不登校・ひきこもり個別支援事業

資料①

## (8) 個別訪問等調査

資料②

二次障害、社会的孤立、８０５０問題等の予防的観点から、発達障がいの傾向がある不登校、ひきこもり状態にある人等へ個別支援を早期に行う事業で令和７年度から開始。

### 【対象】

（社福）長久手市障害者相談支援センター（相談支援事業所）で把握されている相談者のうち、福祉サービスやその他支援につながらず、不登校やひきこもりが解消せず何年も経過している人で、個別的な支援を行うことによる効果が見込まれる人。

### 【個別支援の状況】

25人のうち9人のひきこもりが解消（詳細は次頁のとおり）

## 成 果

- ・ 自宅訪問による支援機会の確保と、長期ひきこもり状態の改善
- ・ 本人の希望に沿った目標設定による主体的な参加
- ・ コミュニティソーシャルワーカーとの協働による、障がい診断の有無を問わない支援
- ・ 福祉サービスへの理解促進と活用による課題解決
- ・ 学校との連携による学校への登校再開
- ・ ボランティアセンターや地域共生ステーションとの連携による緩やかな社会参加機会の創出

## 検討課題

- ・ 不登校・ひきこもり支援に関する社会資源の不足と、関係機関との連携による資源開発
- ・ 課題解決後を見据えた継続的なアフターフォロー体制
- ・ 本人だけでなく家族を含めた世帯全体への支援
- ・ 個別支援を継続するための支援体制およびマンパワーの確保
- ・ 本人との接触が困難なケースにおける長期的な伴走支援の必要性

## 個別支援の状況（一部）

### ひきこもり16年／30代

支援者が自宅へ出向き実際の仕事を体験。支援者や仕事内容が見える化されたことで不安が減り、就労継続支援B型へ通所開始。

### ひきこもり15年／30代

絵やアニメが好きだったため、絵を通じて仕事ができる就労継続支援B型を紹介。現在は自分で描いた絵を事業所のLINEスタンプとして販売するなど、社会経験や人との繋がりが増加。

### ひきこもり1年／20代

LINEのやりとりで支援者に慣れてもらい、夕方一緒に散歩。生活リズムを戻すことが自分では難しいことを自覚してもらい、医療に繋げる支援を実施中。

### ひきこもり3年／20代

疾病により体調に波あり。そのため、ボランティアセンターでのボランティアを開始。一度も休まず毎週2時間のボランティア活動に参加できており、「外に出ることに慣れてきた」と変化。

### 中学不登校・ひきこもり5年／10代

支援者と個別に刺繍などの活動を開始。家族以外の人にも心を開くよう変化し、学生ボランティアとの交流や高校までの通学練習を実施。中学の卒業式にも参加。

### 不登校・ひきこもり7年／10代／通信制高校生

共生ステーションでのボランティア活動を実施し、昼夜逆転の生活リズムを改善し、専門学校に進学。支援者以外の他者との関わりの経験。



# 令和7年度個別訪問等調査 実施結果

資料②

15歳以上65歳未満で障がい者手帳の交付されているが、福祉サービスを利用していない人の現状について調査を行い、生活に困窮している人や困っているながら支援が受けられていない人を早期発見し、必要に応じて支援につなぐ事業で平成28年度から開始。

## 【対象】

以下のいずれにも該当する65才以下の人

- ① 療育手帳又は精神障害者保健福手帳（1・2級）を所持する人
- ② 障害福祉サービス（児・者）の支給決定を受けていない人
- ③ 地域生活支援事業（サービス）のいずれも利用決定を受けていない人
- ④ 介護保険サービスの支給を受けていない人
- ⑤ 生活保護の支給決定を受けていない人
- ⑥ 生活困窮者自立支援法の利用決定を受けていない人
- ⑦ その他市長が調査を必要と認めた人

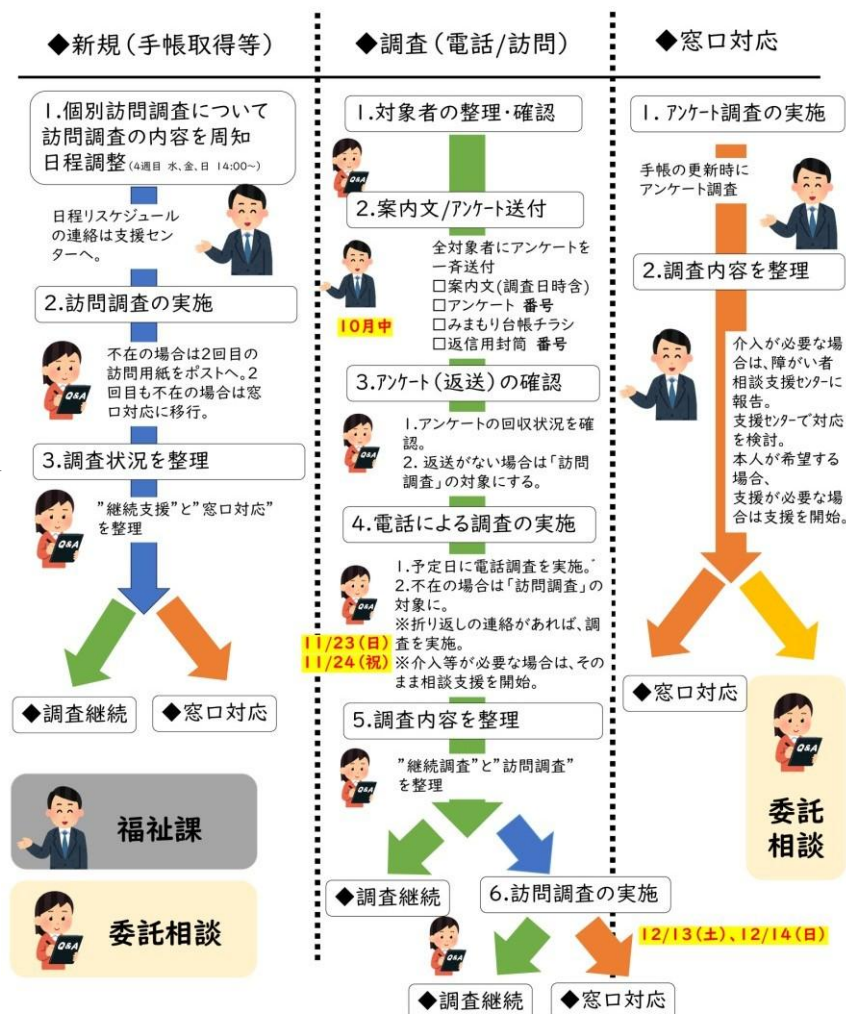
## 【調査の流れ（右図参照）】

個別訪問等調査は、2段階で調査を行う。

- ① アンケート（※）による調査
- ② アンケート内容を踏まえた相談員による電話調査  
（電話調査が出来なかった場合、調査員の訪問調査に切り替え）

## ※アンケートの内容

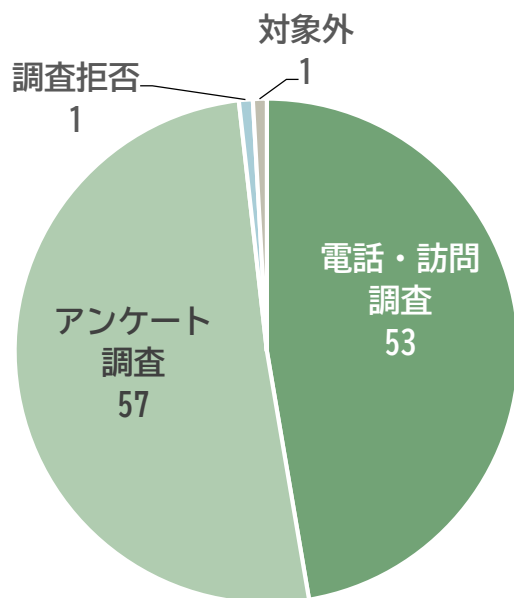
同居家族 / 日中の生活について / 病院への通院状況 / 相談相手 / 食事について / 困りごと / 緊急連絡先



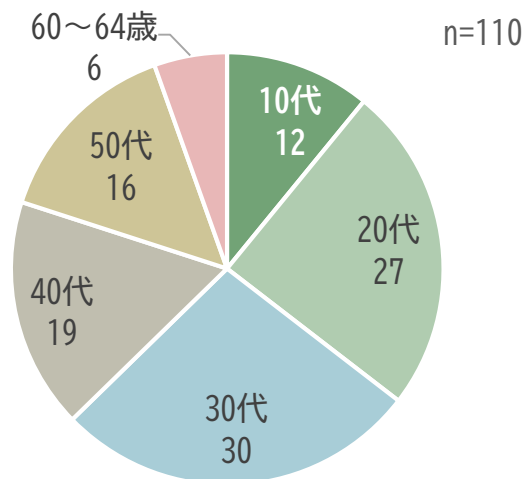
## 調査結果

北中学校区の対象者58名中、**56名**(うち電話36人、訪問7人)に調査を実施。  
市役所窓口における新規手帳取得者、転入者等の対象者**54名**(うち訪問10人)に調査を実施。

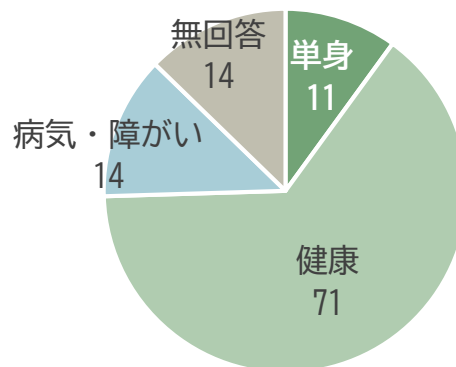
調査実施状況



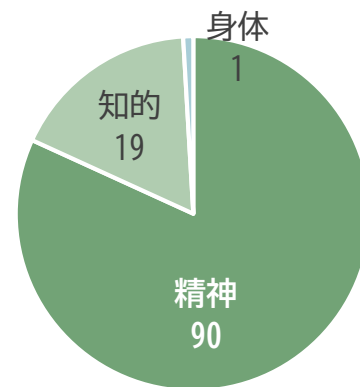
①対象者の年齢



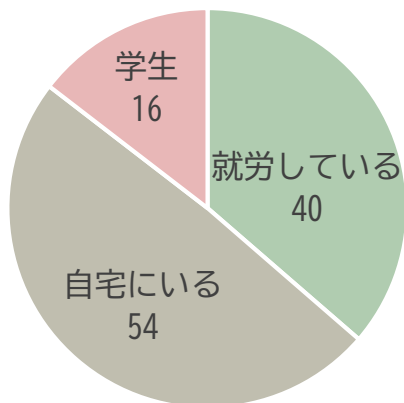
②家族状況・主たる介護者の健康状態



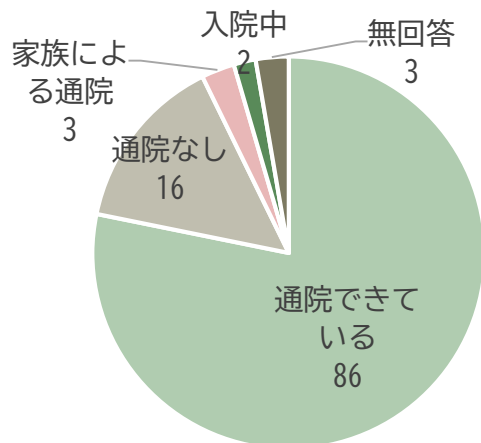
③障害種別(重複あり)



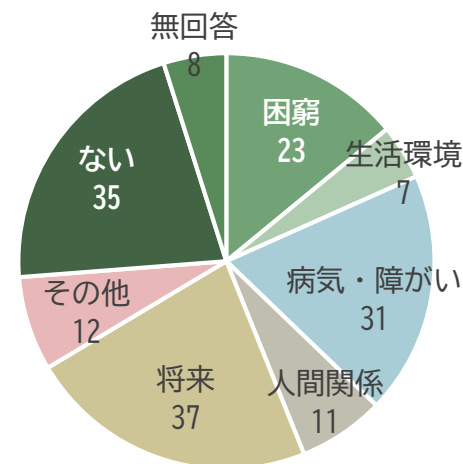
④日中の生活



⑤通院状況



⑥困りごと(複数回答)



## まとめ

- 北中学校区は、若年層の世帯が多く、現在は困っていないが、将来への不安感はあることがわかった。
- 転入者の聞き取りを強化し、窓口でのアンケート実施が増加した。
- 調査が定例化することで、対象者とのつながりが保たれ、安心感につながり、調査拒否も少なくなっている。
- 窓口において口頭で訪問は不必要といわれたが、アンケートには相談希望にチェックがある方への対応方法について検討する必要がある。
- 調査を機に、福祉サービス等につながった人は2名。

## 参考(困っていることの具体的内容)

### ①お金

- ・働けないので安定した収入がない。
- ・娘と過ごす時間を考えると、働く時間が少なくなってしまいうので収入が少ない。
- ・国保等に未納があり、分納している。

### ④人間関係

- ・人との交流が苦手な友人がほとんどいない
- ・人と会うことがストレスで対人関係がきつい
- ・すぐ人を信じる。騙されやすい。トラブルに巻き込まれる可能性が高い。

### ②生活環境

- ・家と会社を往復するだけの毎日。休日に過ごせる場があると良い。
- ・頼る人がいない。調子が悪くても家事等を無理にやらないといけなない。

### ⑤将来

- ・親なき後、生活ができるか不安。
- ・夫が亡くなった後の暮らし。
- ・明日生きているかわからない（希死念慮あり）。

### ③病気・障がい

- ・気分、体調が悪い。
- ・月に1回、1週間体調不良になり、わけがわからなくなる。
- ・転院先が決まらない。入院歴があるという理由で断られてしまう。
- ・人間が怖い・嫌い。夫と子どもしか頼る人がいないため、迷惑をかけてしまう。

### ⑤その他

- ・病気に理解のある人と結婚したい。
- ・福祉サービスの種類や本人にとって合いそうなサービスを知りたい。
- ・仕事で本人の介護ができない。他の人では本人の介護は無理なので、国が生活費を補助してほしい。

## 1 地域活動支援センター運営事業

障がいのある人の創作的活動や社会との交流機会の確保のため、令和5年度から委託により運営。精神保健福祉士を配置し、関係機関との連携や地域住民の障害への理解促進にも取り組んでいる。なお、相談支援事業所に併設することにより、日常的な相談にも対応している。

### 【令和7年度実績】

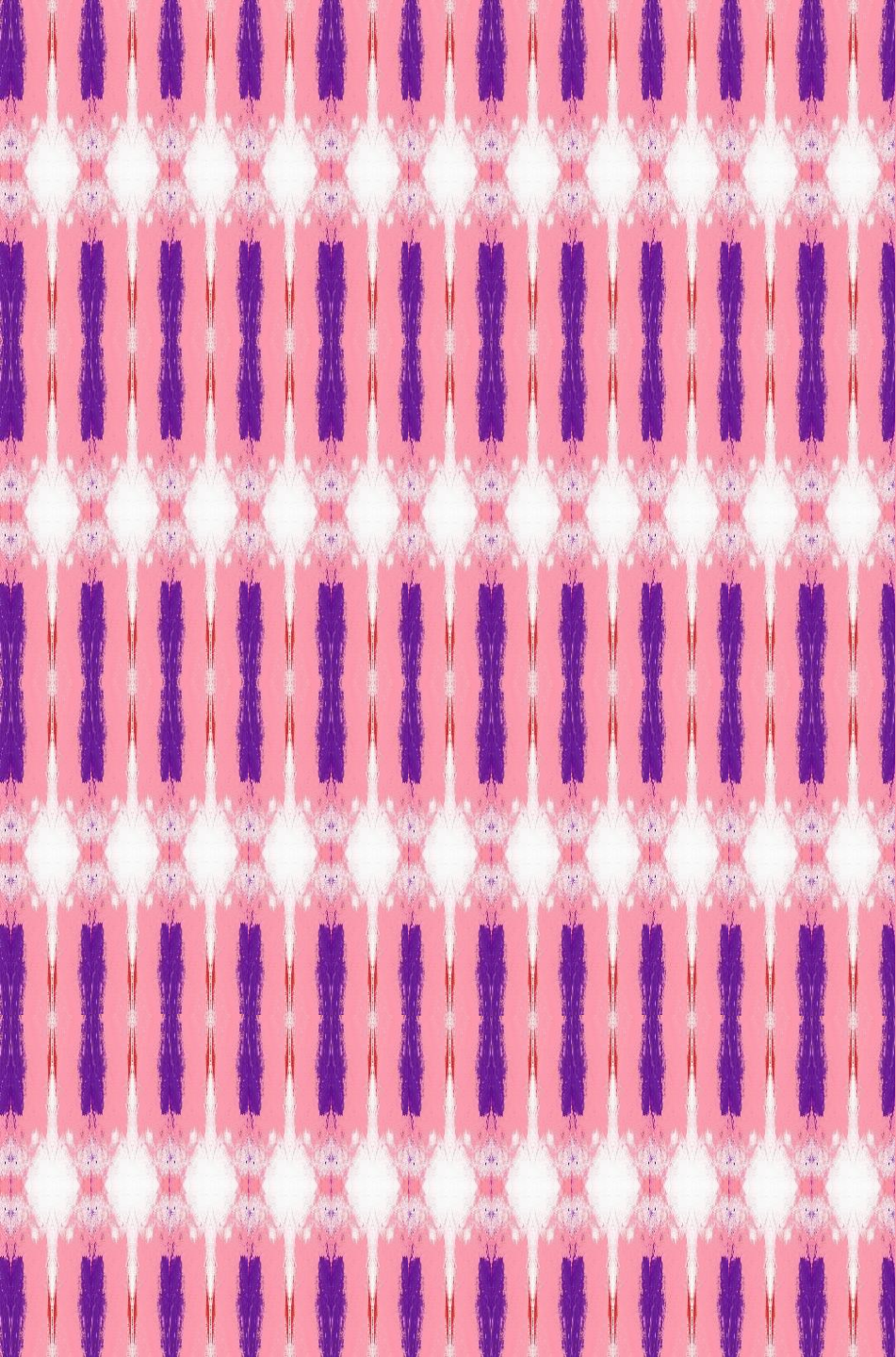
登録者は増えているものの、のべ利用者数はやや減少した。センターの利用を通じて他のサービス等につながって利用が無くなった人もいるが、他の利用者との相性や送迎がない等の理由で通所に至らない人もいる。

| 登録者数                  | 利用者数                  | 実施プログラム数、内容                                |
|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 60人<br>(うち、精神障がい者47人) | のべ897人<br>(昨年度比-170人) | 271のプログラム・イベントを実施<br>(外出レク、ランチ会、ゲーム、映画鑑賞等) |

## 2 障がい福祉事業所職員による大学生向け講座等

- 令和7年度の障がい福祉業界の「人材確保・定着プロジェクト」を引き継いで、障がい事業所の若手職員4名による、仕事の魅力ややりがいについて愛知県立大学の学生に講義を実施。障がい福祉の仕事を選択肢のひとつとして認知してもらうことができた。
- 同若手職員が企画し、障がい福祉関係者交流会を実施。学生を含む30名以上が参加し、飲食をしながら楽しく交流ができた。





## 令和 8 年度事業計画 (案) について

資料 3



# 令和8年度 事業の計画(案)

## 1 障がい者自立支援協議会

(1) 次期ながふく障害者プランの策定事業

(2) プロジェクト活動 資料③

ア 移動支援従事者養成研修プロジェクト（新）

イ 障がいのある人の家族支援プロジェクト（新）

(3) 障がい福祉関係者連絡会

ア 「こどもの性暴力防止の勉強会」（7月10日）

イ テーマ未定（11月頃実施予定）

## 2 相談支援事業

(1) 地域生活支援拠点の運営

地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、登録事業者とともに緊急対応の必要性が高いケースの把握や事例検討を進める（地域生活拠点会議）。

緊急時に受け入れできる技術を身に着けるため、登録事業所を対象に職員向けの研修を行う。

(2) 個別訪問等調査

ア 実施方法

新規手帳取得者は訪問調査とし、それ以外は原則として電話調査とするが、生活状況に関するアンケートの返信がなかった方には訪問調査を実施する。金銭的な不安を抱える方への対応として、生活困窮者自立支援事業と協働で実施する。

イ 調査エリア及び予定件数

南中学校区 60件



## 【移動支援従事者養成研修】プロジェクト（新規）

|                                                  |         |                         |                                          |              |
|--------------------------------------------------|---------|-------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 主な関連施策                                           |         | —                       | 設置期間                                     | ～令和８年度末（１年間） |
| 1 本プロジェクトの到達点                                    |         |                         | 2 構成員                                    |              |
| 市内事業所で連携協力して移動支援従事者研修を開催し、担い手育成を行い事業所の人材確保につなげる。 |         |                         | ・ 障害福祉サービス等事業所<br>事務局：福祉課・障がい者基幹相談支援センター |              |
| 3 内容・スケジュール                                      |         |                         |                                          |              |
| 令和８年                                             | ～６月     | 講師選定、カリキュラム等の検討         |                                          |              |
|                                                  | ～１０月    | 参加者募集                   |                                          |              |
|                                                  | １０月～１１月 | 移動支援従事者養成研修 開催          |                                          |              |
| 4                                                | その他     | 本協議会での実施は、令和元年の実施以来となる。 |                                          |              |

## 【障がいのある人の家族支援】プロジェクト（新規）

|                                                                |      |                                          |                                                                             |                 |
|----------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 主な関連施策                                                         |      | 重点項目 3                                   | 設置期間                                                                        | ～令和 8 年度末（1 年間） |
| 1 本プロジェクトの到達点                                                  |      |                                          | 2 構成員                                                                       |                 |
| 障がいのある人の家族が抱える心理的負担の軽減や孤立防止に取り組むことと合わせて、家族支援に関するニーズや地域課題を把握する。 |      |                                          | ・ あいち発達障害者支援センター（一部事業）<br>・ 防災を考える会（一部事業）<br>・ 事務局：子ども家庭課・福祉課・障がい基幹相談支援センター |                 |
| 3 内容・スケジュール                                                    |      |                                          |                                                                             |                 |
| 令和 8 年                                                         | 4 月  | あいち発達障害者支援センターとの協働プログラム「親子支援プログラム」へエントリー |                                                                             |                 |
|                                                                | 7 月  | 親子支援プログラムの開催（次項のちらし参照）                   |                                                                             |                 |
|                                                                | 時期未定 | 医療的ケア児者の交流会を「防災について考える会」と協働実施            |                                                                             |                 |
| 4                                                              | その他  | 特になし                                     |                                                                             |                 |

# 子どものこと みんなと一緒に考えよう

平成22年度より県内各地で好評をいただいております親子支援プログラムを、今年度は長久手市にて開催します。小学校入学前（就学前）のお子さんの子育てに心配を抱えている保護者が子育てについて一緒に学べる2日間のプログラムです。

・・・子どものこと、子育てのこと、みんなと一緒に考えてみませんか？

**日程** 令和8年7月1日（水）、7月8日（水）の2日間  
10:00～14:30（受付 9:45～）

（参加された方のうち希望者を対象に、事後フォロープログラムを7月15日に開催予定）

**会場** 長久手市福祉の家 「1階東側（旧デイサービスエリア）」  
〒480-1102 長久手市前熊下田171（無料駐車場有、地図裏面）

**内容** 第1日目 午前 発達障害特性理解のための講義、疑似体験  
午後 ピアカウンセリング  
第2日目 午前 子どもの行動のミカタ～子育てに困ったときに～  
午後 ピアカウンセリング ※詳しくは裏面参照

**参加費** 無料 ※昼食の用意はございませんので各自でご用意ください。（会場内での昼食可）

**定員** 15名 ※申込者多数の場合、当方で選考させていただきます。

**対象** 愛知県内、特に長久手市やその周辺にお住まいの方で以下のいずれかに該当する方  
① 就学前のお子さんをお持ちで、お子さんが発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）ではないかとの心配がある保護者  
② 就学前のお子さんをお持ちで、お子さんに発達障害（同上）の診断がある保護者  
※原則、2日間通して参加できる方

**申し込み方法** 下記の二次元コードもしくは、<https://forms.gle/CZh9m2G8xgk1cq77> から申し込みください。

※申込みができない場合は、裏面下部 お問い合わせ先 までお問い合わせください。

**申し込み締切** 令和8年6月8日（月）

※申込の選考結果は上記締め切り後、メール又は郵送等でお知らせします。

※申し込みいただいた内容は、本事業に必要な範囲で講師等と共有させていただきます。



## プログラムのスケジュールおよび内容

|            | 9:45 | 10:00                  | 11:45 | 12:50     | 14:30 |
|------------|------|------------------------|-------|-----------|-------|
| 第1日：7/1（水） | 受付   | 発達障害特性理解のための講義、疑似体験    | 休憩    | ピアカウンセリング |       |
| 第2日：7/8（水） | 受付   | 子どもの行動のミカタ～子育てに困ったときに～ | 休憩    | ピアカウンセリング |       |

### 発達障害理解のための講義、疑似体験

外からはわかりにくく、誤解されることが多い発達障害についてわかりやすくお話しします。さらに、発達障害のある方のものの見え方や感じ方を疑似的に体験し、お子さんへの理解を体験的に深めていきます。

### 子どもの行動のミカタ～子育てに困ったときに～

「行動」を理解し、お子さんの良いところ、困ったところを整理して、「ほめどころ」を見つけていきます。  
ほめるポイントを知ることで、「ほめて育てる」子育てにつながっていきます。

### ピアカウンセリング

ピア（peer）＝「仲間」「対等な立場」という意味です。ピアカウンセリングとは、職業的なカウンセラーが行うものではなく、カウンセラーとカウンセリングを受ける人が対等な立場で、同じ仲間として行うカウンセリングです。5名程度のグループ面談の形式で実施します。参加される方のお話をじっくり聞いていきます。

### 実施スタッフ

愛知県ペアレント・メンター、市内関係機関職員、あいち発達障害者支援センター職員 等

### 託児について

対象となるお子さんについては必要に応じて託児を受け付けます。  
※対象となるお子さん以外（きょうだいなど）の託児についてはご相談ください。（保育園等に通っているお子さんは、可能であれば普段通っているところを利用して頂くようお願いいたします。）  
※託児をご希望の方は、申し込みの際に、申込書の所定の欄に必要事項をご記入ください。  
※11:45～12:50の休憩中の託児はありません。

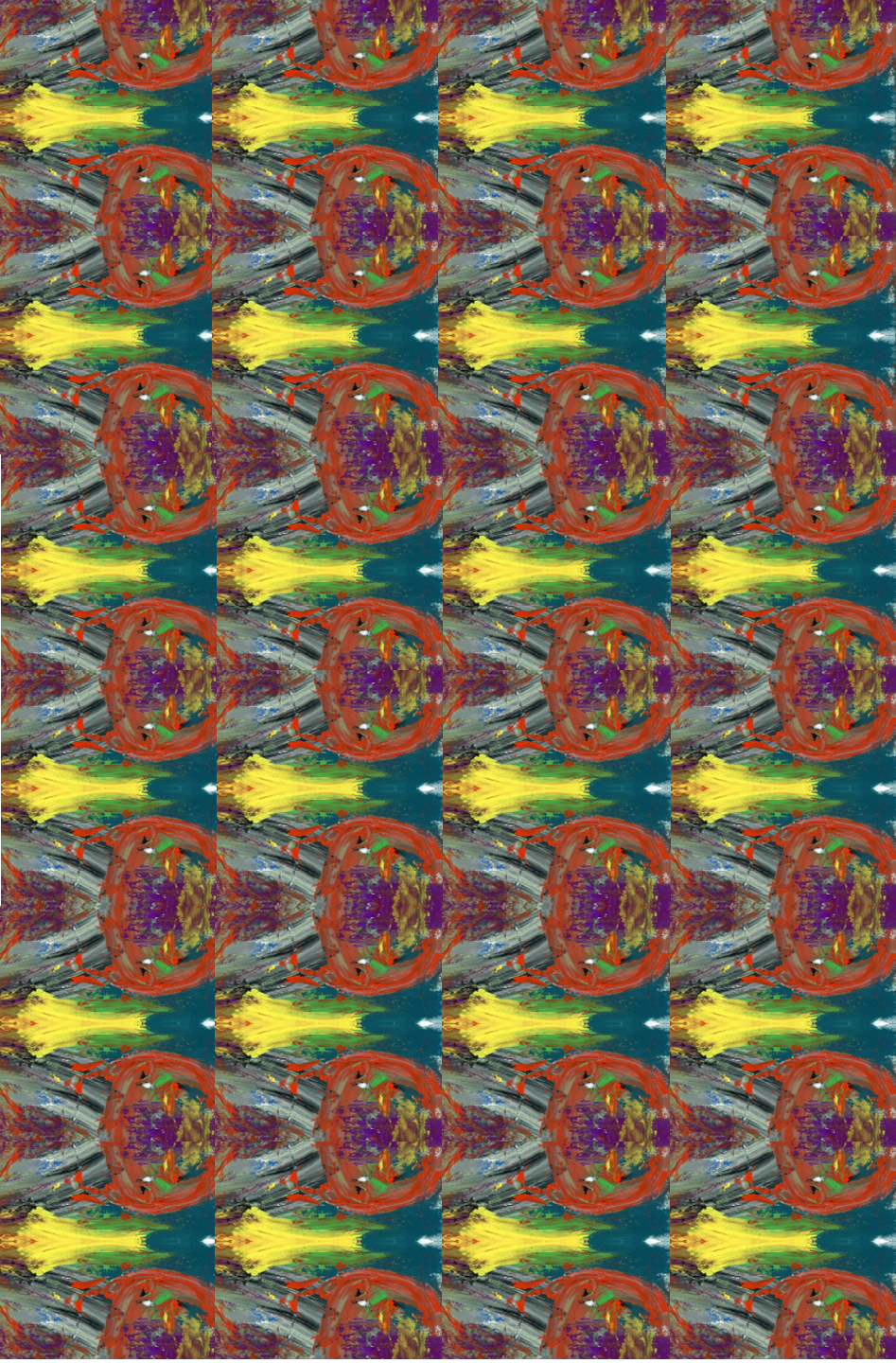
### 会場周辺地図

場所：長久手市福祉の家  
住所：〒480-1102  
長久手市前熊下田171  
※無料駐車場がございません



**お問い合わせ先** 長久手市障がい者自立支援協議会事務局（担当：磯部）  
〒480-1102 長久手市前熊下田171  
電話：0561-64-2333  
MAIL: shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp





## 児童発達支援センターこぐまっこ 令和 7 年度の実績報告について

資料 4

# 児童発達支援センター 令和7年度実績報告

長久手市児童発達支援センターこぐまっこは、令和3年10月に設置し児童発達支援及び保育所等訪問支援事業を実施。指定管理者制度により、令和7年度までは学校法人滝の坊学園が運営。（令和8年度からは社会福祉法人長久手市社会福祉協議会が運営。）

## (1) 利用実績等

- 児童発達支援の利用者は、のべ4,938人（月平均21.2人、前年度比101.5%）。
- 保育所等訪問支援の利用者は、のべ405人（月平均33.8人、前年度比70.6%）で、市内外保育園・幼稚園・小学校等17園へ専門職が訪問。
- 令和5年4月から、保育所等訪問支援を利用し、元こぐまっこ利用児童が通う市内小学校へ訪問を実施。

## (2) 入所判定委員会

児童発達支援センターにて支援が必要な児童が最適な支援を受けられるよう、関係機関と情報共有しながら入所決定のあり方を共有する入所判定委員会を開催。（令和7年度は7回開催）

## (3) 関係機関との連携

本市児童の療育支援に関わる関係部署・機関が適切に連携するため、個別ケースの報告、情報共有、支援方法の検討、地域課題の把握等を行うための「乳幼児連絡会」に参加。

## (4) 保護者向け講座

子どもの発達が気になる保護者向けに言語聴覚士や理学療法士、作業療法士が行う講座を実施。

契約件数（令和8年3月時点）

単位：人

| 年齢    | 児童発達支援 | 保育所等訪問支援<br>( ) は 保育所等訪問支援のみ | 年齢別合計 |
|-------|--------|------------------------------|-------|
| 5歳児   | 17     | 12 (0)                       | 17    |
| 4歳児   | 18     | 15 (0)                       | 18    |
| 3歳児   | 13     | 12 (0)                       | 13    |
| 2歳児   | 5      | 0                            | 5     |
| 1歳児   | 0      | 0                            | 0     |
| 0歳児   | 0      | 0                            | 0     |
| 事業別合計 | 53     | 39 (0)                       | 53    |

クラス別利用者数（令和8年3月時点）

単位：人

| クラス       | 児童発達支援 |
|-----------|--------|
| 5歳児クラス    | 16     |
| 4歳児クラス    | 17     |
| 肢体不自由児クラス | 3      |
| 3歳児クラス    | 13     |
| 2歳児クラス    | 4      |
| 合計        | 53     |

## 今後の課題・方向性

- 入所について、今後も必要に応じて入所判定委員会を開催し、関係機関との連携を強めていく。
- 児童発達支援センターとして関係機関との連携を強めていく。



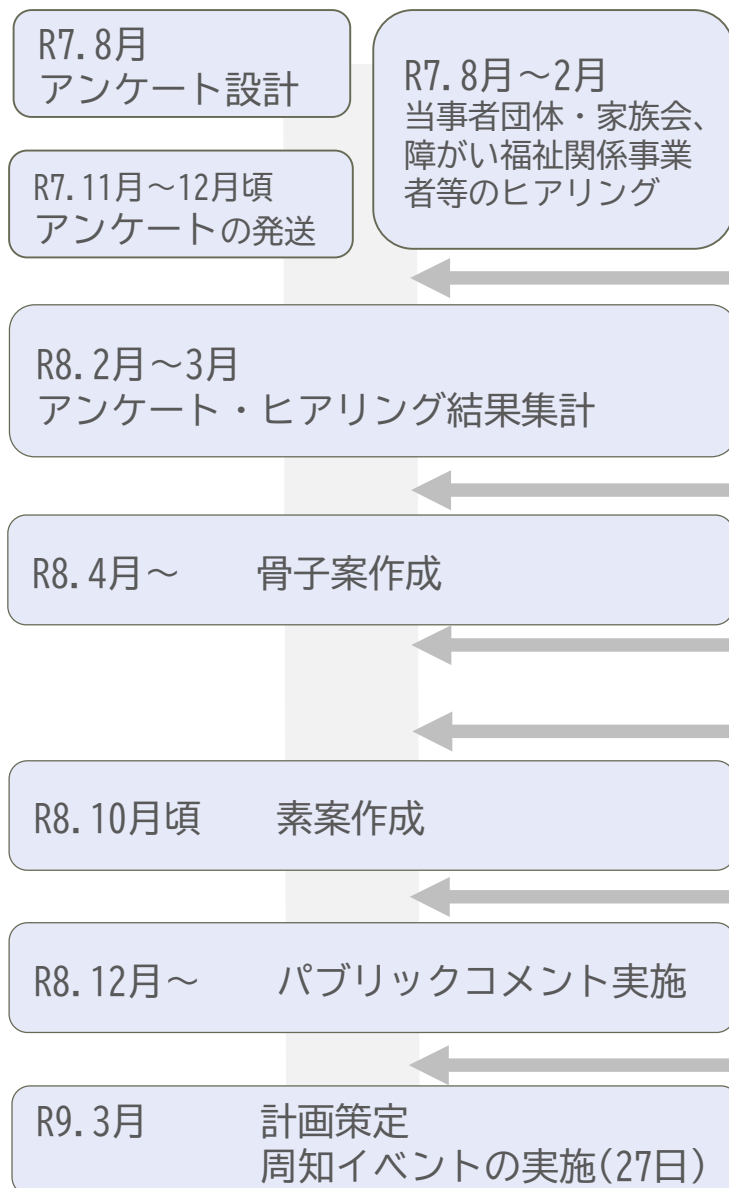
# 次期ながふく障がい者プランについて

資料5

# 次期ながふく障がい者プラン策定事業(スケジュール)

## 計画策定スケジュール

## 本会議のスケジュール





## 次期ながふく障がい者プランの骨格

基本理念を基盤として、基本的視点を位置付ける。また、社会情勢や現計画の評価を踏まえた重点課題及び個別施策を相互に関連付けていく。

